

別紙 1

定義集

1 事業・契約に関する用語

- (1) 「本事業」とは、宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託（水の官民連携。ウォーター P P P。管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3． 5 更新実施型）による包括的な業務委託をいう。）をいう。
- (2) 「本契約」とは、委託者と受託者との間で締結する「**宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託 業務委託契約書**」をいう。
- (3) 「基本協定」とは、本契約の締結に先立ち、委託者と優先交渉権者の間で締結する「**宇城市上下水道事業官民連携包括業務 基本協定書**」をいう。
- (4) 「委託者」とは、宇城市をいう。
- (5) 「受託者」とは、本事業を実施するために優先交渉権者が組成する特別目的会社（S P C）をいう。
- (6) 「特別目的会社（S P C）」とは、本事業の遂行のみを目的として、**構成企業**が会社法上の株式会社として宇城市内に設立する事業会社をいう。
- (7) 「優先交渉権者」とは、本事業の公募型プロポーザルにおいて優先交渉権者として決定された応募グループをいう。
- (8) 「構成員」とは、**優先交渉権者**を構成する企業をいい、代表企業、**その他の**構成企業及び協力企業からなる。
- (9) 「構成企業」とは、**構成員のうち、特別目的会社に出資するものをいい、代表企業及びその他の構成企業から成る。**
- (10) 「協力企業」とは、構成員のうち、本事業を構成する業務の一部を受託者との契約に基づき補完的に実施する者であって、特別目的会社に出資しないものをいう。
- (11) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を受託者から受託し、又は請け負う者（当該者からさらに委託又は請負を受けた二次以下の全ての者を含む。）をいう。

2 期間に関する用語

- (12) 「事業期間」とは、本契約の効力が存続する期間（移行期間並びに第 1 期及び第 2 期の事業実施期間）をいう。
- (13) 「移行期間」とは、基本協定締結の翌日から事業開始日の前日（令和 9 年 3 月 3 1 日）までの、業務の引継ぎ及び準備を行う期間をいう。
- (14) 「事業開始日」とは、本業務を開始する日（令和 9 年 4 月 1 日）をいう。
- (15) 「本事業期間」とは、事業開始日から本契約の終了の日（令和 1 9 年 3 月 3 1 日）までの 1 0 年間をいう。
- (16) 「第 1 期」とは、本事業期間のうち、令和 9 年度から令和 1 3 年度までの 5 箇年をいう。
- (17) 「第 2 期」とは、本事業期間のうち、令和 1 4 年度から令和 1 8 年度までの 5 箇年をい

う。

(18) 「事業年度」とは、各年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。

(19) 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日をいう。

3 業務に関する用語

(20) 「本業務」とは、本契約に基づき受託者が実施する業務の総体をいい、統括管理、維持管理業務、料金徴収・窓口関係業務、農業集落排水アドバイザー業務、コンサルタント業務及び改築工事からなる。

(21) 「統括管理」とは、本業務全体の統括的なマネジメント（計画・調整・報告・セルフモニタリング等）に係る業務をいう。

(22) 「維持管理業務」とは、対象施設の運転管理、保守点検、修繕、情報管理及び廃棄物管理に係る業務をいう。水道（取水、浄水、配水）、簡易水道、下水道並びに雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場を対象とする。

(23) 「料金徴収・窓口関係業務」とは、水道料金及び下水道使用料に係る検針、調定資料の作成、収納の補助、納付の推進、窓口対応並びに量水器の調達、交換及び管理に係る業務をいう。

(24) 「農業集落排水アドバイザー業務」とは、農業集落排水施設に係る監視、評価及び技術的助言（アドバイザー）に係る業務をいう。農業集落排水に係る更新計画の策定、実施設計及び工事は本業務に含まない。当該業務の結果そのものについての責任は負わず、助言等を怠った場合に限り責任を負う。

(25) 「コンサルタント業務」とは、施設更新計画（ストックマネジメント計画等）の策定、改築の実施設計及び改築工事の工事監理に係る業務及び第8章に規定する計画策定支援業務をいう。

(26) 「改築工事」とは、対象施設の改築（更新及び長寿命化対策）に係る工事の業務をいう。

(27) 「アドバイザー業務」とは、受託者が、委託者又は第三者が実施する業務について、監視、評価又は技術的助言を行う業務をいう。当該業務の結果そのものについての責任は負わず、助言等を怠った場合に限り責任を負う。

4 施設に関する用語

(28) 「対象施設」又は「本件施設」とは、本業務の対象となる施設をいい、水道施設（取水、浄水、配水施設及び水道管路）、簡易水道施設、下水道施設（処理場、ポンプ場及び下水道管路）、農業集落排水施設、雨水ポンプ場、仮設ポンプ場その他要求水準書に定める関連施設をいう。

(29) 「施設現況調書」とは、移行期間において委託者及び受託者が立会いのうえ確認した、本件施設の事業開始日時点の状態を記録した調書をいう。

(30) 「ユーティリティ」とは、本業務の実施に必要な電力、燃料、ガス、水道、通信その他これらに類するものをいう。

5 委託料に関する用語

- (31) 「委託料」とは、委託者が受託者に対し、本業務の対価として支払う金銭をいう。
- (32) 「委託料A～G」とは、別紙8 委託料の支払方法に定める委託料の費目の区分をいい、統括管理（A）、維持管理業務（B）、料金徴収・窓口関係業務（C）、農業集落排水アドバイザリー業務（D）、コンサルタント業務（E）、改築工事業務（F）及び雨水・仮設ポンプ場維持管理業務（G）からなる。
- (33) 「固定費」とは、維持管理業務等の委託料のうち、業務量にかかわらず固定的に要する費用をいう。
- (34) 「変動費」とは、維持管理業務等の委託料のうち、薬品費・ユーティリティ費等、業務量に応じて変動する費用をいう。
- (35) 「精算」とは、委託料のうち精算対象とする費目について、年度最終月の支払において当該年度中の実費との差額を調整することをいう。
- (36) 「年度実施協定」とは、コンサルタント業務及び改築工事業務について、各事業年度に実施する業務の内容及び金額を定めるため、委託者と受託者が各年度に締結する協定をいう。当該金額は、受託者が公的歩掛表に準じて積算し、委託者が審査して承認した額により定める。
- (37) 「公的歩掛表」とは、工事及びコンサルタント業務の積算に用いる公的な歩掛をいい、上水道については「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛を、下水道については日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛をいう。これらに記載のないものについては、次に掲げる基準を、当該順序に従って適用する。
- ア 国土交通省が公表する土木工事積算基準又はこれに準ずる標準歩掛
- イ 水道又は下水道に関する他の地方公共団体が公表する歩掛であって、対象施設の規模・構造等に照らし準用することが合理的であると認められるもの
- ウ **ア及びイ**によることができないときは、受託者が提出する複数（原則2社以上）の見積りその他の市場価格資料を踏まえ、別紙10第2項又は別紙10の2第2項の手続により委託者が承認する額
- エ **ア、イ及びウ**によることが困難な特別の事情があるときは、委託者及び受託者が協議して定める基準
- (38) 「物価変動による改定」とは、別紙9 委託料の物価変動による改定に定めるところにより、賃金又は物価の変動に応じて委託料を改定することをいう。

6 責任分担・その他の用語

- (39) 「要求水準書」とは、本事業の公募手続において委託者が公表した「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。」**及びこれに関連する質問回答等（その後の変更を含む。）の一切の書類をいう。**
- (40) 「要求水準書別冊」とは、要求水準書の別冊として公表された、責任分担、保険、業務報告、既存施設等の確認その他の事項を定める文書をいう。
- (41) 「募集要項」とは、本事業の公募手続において委託者が公表した宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託募集要項（質問回答等による修正・追加を含む。）をいう。

- (42) 「募集要項等」とは、募集要項及びこれに関連する質問回答等（その後の変更を含む。）の一切の書類をいう。
- (43) 「提案書類」とは、受託者が本事業の公募手続において委託者に提出した提案書、委託者からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の書類をいう。
- (44) 「本契約に直接関係する法令変更」とは、**本業務**及びこれに類似するサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で、受託者の費用に影響があるものの変更をいう。委託者が受託者に支払う委託料に適用される消費税及び地方消費税の税率の変更を含み、受託者が第三者に支払う消費税及び地方消費税の税率の変更は含まない。
- (45) 「特定法令改正」とは、本契約に直接関係する法令変更（前号に定めるものをいう。）のうち、その施行日、経過措置又は内容により、受託者が本契約に基づき定められた工期を遵守することが客観的に困難となる程度の影響を改築工事の実施に及ぼすものをいう。
- (46) 「開始時契約不適合」とは、事業開始日の時点において既に存在した本件施設の契約不適合であって、**募集要項等**その他委託者が開示した資料及び本契約の締結前に受託者が知り得た情報から合理的に予測することができず、かつ、受託者の責めに帰すべき事由及び経年劣化によらないものをいう。
- (47) 「秘密情報」とは、本業務の実施に関して知り得た委託者の情報であって、別紙 1 4 個人情報保護に係る特記仕様書及び別紙 1 5 情報セキュリティに係る特約事項の適用を受けるものをいい、個人情報を含む。
- (48) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報をいう。
- (49) 「モニタリング」とは、受託者による業務の実施状況を委託者が確認し、要求水準の充足を評価することをいう。受託者自らが行うものをセルフモニタリングという。
- (50) 「貸付人」とは、受託者が本業務の実施に必要な資金の調達のために融資を行う金融機関等をいう。
- (51) 「直接協定」とは、委託者、受託者及び貸付人の間で、貸付人の介入権その他の必要な事項を定める協定をいう。
- (52) 「業務引継書」とは、引継ぎの実施記録、実態文書をいう。
- (53) 「引継計画書」とは、引継ぎの内容、方法、日程を定めた計画書をいう。
- (54) 「収納の補助」とは、別紙 2 3 に定めるところによる。

別紙 2

事業日程

1 事業日程

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
移行期間	令和 8 年●月●日	令和 9 年 3 月 3 1 日
第 1 期事業期間	令和 9 年 4 月 1 日	令和 1 4 年 3 月 3 1 日
第 2 期事業期間	令和 1 4 年 4 月 1 日	令和 1 9 年 3 月 3 1 日

別紙 3

事業者が付す保険

【要求水準書別紙 4 「受託者が付保すべき保険」 の内容に基づき、提案書の内容を踏まえて調整する】

年度実施協定（水道・更新工事）（案）

宇城市（以下「委託者」という。）と【 】（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者の間の令和●年●月●日付更新実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における水道施設（委託者と受託者の間の令和●年●月●日付け宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託における業務委託契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。）の更新工事に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）
第1条 事業契約及び本基本協定に基づき令和●年度において受託者が実施する更新工事にかかる業務（以下「更新工事」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、支払上限額並びに工事金額は、別表のとおりとする。

別表

工事名	工事区分	完成期限	年度支出区分及び出来高					工事金額
			令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	
【 】 工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
【 】 工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
当該年度支出合計			●円	●円	●円	●円	●円	

2 別表の工事金額及び支払上限額は、受託者が公的歩掛表に準じて積算し、委託者が審査して承認した額により定める。

（更新工事の着手及び工期）
第2条 受託者は、本年度実施協定に係る更新工事について、国の補助金等の内示（内々示を含む。）を受け、国に対し指令前着工の承認を委託者が求め、受理された以後（以下「内示」という。）でなければ着手しない。受託者は、内示を受けたときは、委託者の指示を受けて着手するものとし、正式な交付決定を待つこと要しない。

2 内示の時期により当該年度内に更新工事を完成させることが困難となったときは、委

託者及び受託者は、工期その他必要な事項について協議する。内示の時期に起因する工期の順延は、受託者の責めに帰すべき事由によらない。

(費用の支払)

第3条 委託者は、事業契約に定めるところにより、更新工事の実施に対して委託者が支払うべき額を、委託料として受託者に支払う。

(本年度実施協定の効力)

第4条 本年度実施協定は、前条に基づく委託者による委託料の支払が完了する日まで効力を有する。

(その他)

第5条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

委託者

受託者

年度実施協定（コンサルタント業務）（案）

宇城市（以下「委託者」という。）と【 】（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者の間の令和●年●月●日付け宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託における業務委託契約書（以下「事業契約」という。）第 3 7 条の規定に基づき、令和●年度におけるアドバイザー業務、コンサルタント業務（事業契約において定義された意味を有する。）に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

- （業務名、業務区分、完了期限、年度支出区分及び業務金額）
- 第 1 条 事業契約第 3 7 条及び別紙 1 0 の 2 に基づき令和●年度において受託者が実施するアドバイザー業務、コンサルタント業務（以下「本業務」という。）の業務名、業務区分、履行期間及び業務金額は、別表のとおりとする。
- 2 別表の業務金額は、受託者が別紙 1 0 の 2 第 2 項に定める公的歩掛表に準じて積算し、委託者が審査して承認した額により定める。

別表

業務名	業務区分	履行期間	業務金額
	D-	令和●年●月●日	●円
	E-	令和●年●月●日	●円
		令和●年●月●日	●円
当該年度業務金額合計	●円		

- （業務の着手）
- 第 2 条 受託者は、本年度実施協定に係るコンサルタント業務のうち国の補助金等の対象となるものについては、国の補助金等の交付決定（内示を含むが、補助制度によっては内々示も含む。以下「交付決定」という。）を受けた以後でなければ着手しない。受託者は、交付決定を受けたときは、委託者の指示を受けて着手するものとする。
- 2 交付決定の時期により当該年度内に本業務を完了させることが困難となったときは、速やかに委託者及び受託者は、履行期限その他必要な事項について協議する。交付決定の時期に起因する履行期限の順延は、受託者の責めに帰すべき事由によらない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、国の補助金等の対象とならないコンサルタント業務については、事業契約及び本年度実施協定の締結後、速やかに着手するものとする。

- （費用の支払）
- 第 3 条 委託者は、事業契約及び別紙 1 0 の 2 に定めるところにより、本業務の実施に対して委託者が支払うべき額を、委託料として受託者に支払う。

(国の予算等の配分がない場合等の措置)

第4条 国の補助金等の交付決定がなされず、又は配分される額が要望する額に満たないときは、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度に実施する本業務の内容を変更し、規模を縮小し、又は翌年度以降に事業を実施することを検討することができる。これに起因する要求水準書の未達は、受託者の責めに帰すべき事由によらない。

2 前項による変更、規模の縮小又は翌年度以降の事業実施は、委託者の責めに帰すべき事由による債務の不履行とはみなさない。

(本年度実施協定の効力)

第5条 本年度実施協定は、前条に基づく委託者による委託料の支払が完了する日まで効力を有する。

(その他)

第6条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

委託者

受託者

更新実施基本協定（水道）（案）

宇城市（以下「委託者」という。）と【 】（以下「受託者」という。）とは、水道施設の更新工事に關し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託における業務委託契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。

（更新工事の内容及びその範囲）

第1条 令和9年度から令和18年度までの期間について、別記の対象及び範囲の更新工事を、事業契約に基づく更新工事の対象とする。

（更新工事に要する費用）

第2条 第1条に定める期間の更新工事に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における更新工事に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象更新工事に要する費用を除く。）は、以下のとおりとする。

令和9年度 ：金●円
令和10年度：金●円
令和11年度：金●円
令和12年度：金●円
令和13年度：金●円
令和14年度：金●円
令和15年度：金●円
令和16年度：金●円
令和17年度：金●円
令和18年度：金●円

（更新工事の実施）

第3条 受託者は、事業契約、本基本協定及び年度実施協定（更新工事）で定めるところにより、更新工事を行う。

（費用の支出）

第4条 各事業年度の更新工事に要する費用の負担については、事業契約及び年度実施協定（更新工事）の定めるところによる。

2 委託者は、前項の費用のうち委託者が負担すべき額を、事業契約及び年度実施協定（更新工事）の定めるところにより、受託者に支払う。

（報告等）

第5条 受託者は、各事業年度の更新工事に關し第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、速やかに委託者にその概要を通知するものとする。

2 委託者は、更新工事の実施に關し必要があると認めるときは、事業契約の規定に基づき受託者に報告を求めることができる。

(年度実施協定(更新工事))

第6条 委託者と受託者は、事業契約に従って、各事業年度に行う更新工事の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定(更新工事)を毎事業年度締結するものとする。

(本基本協定の効力)

第7条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定(更新工事)がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第8条 本基本協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和 年(●●●●年)●月●日

委託者

受託者

年度実施協定（下水道・改築工事）（案）

宇城市（以下「委託者」という。）と【 】（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者の間の令和●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における下水道施設（委託者と受託者の間の令和●年●月●日付け宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託における業務委託契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築工事に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）
第 1 条 事業契約及び本基本協定に基づき令和●年度において受託者が実施する改築工事にかかる業務（以下「改築工事」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、支払上限額並びに工事金額は、別表のとおりとする。

別表

工事名	工事区分	完成期限	年度支出区分及び出来高					工事金額
			令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	
【 】 工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
【 】 工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
当該年度支出合計			●円	●円	●円	●円	●円	

2 別表の工事金額及び支払上限額は、受託者が公的歩掛表に準じて積算し、委託者が審査して承認した額により定める。

（改築工事の着手及び工期）
第 2 条 受託者は、本年度実施協定に係る改築工事について、国の補助金等の内示（内々示を含む。）を受け、国に対し指令前着工の承認を委託者が求め、受理された以後（以下「内示」という。）でなければ着手しない。受託者は、内示を受けたときは、委託者の指示を受けて着手するものとし、正式な交付決定を待つこと要しない。

2 内示の時期により当該年度内に改築工事を完成させることが困難となったときは、委

託者及び受託者は、工期その他必要な事項について協議する。内示の時期に起因する工期の順延は、受託者の責めに帰すべき事由によらない。

(費用の支払)

第3条 委託者は、事業契約に定めるところにより、改築工事の実施に対して委託者が支払うべき額を、委託料として受託者に支払う。

(本年度実施協定の効力)

第4条 本年度実施協定は、前条に基づく委託者による委託料の支払が完了する日まで効力を有する。

(その他)

第5条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

委託者

受託者

改築実施基本協定（案）

宇城市（以下「委託者」という。）と【 】（以下「受託者」という。）とは、下水道施設の改築工事に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託における業務委託契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。

（目的）

第 1 条 令和●年度から令和●年度までの期間について、別記の対象及び範囲の改築工事を、事業契約に基づく改築工事の対象とする。

2 本基本協定に基づく改築工事は、各事業年度の下水道改築に係る国の補助金等について、委託者が要望する額の予算の配分がなされることを前提とする。

（改築工事に要する費用）

第 2 条 第 1 条に定める期間の改築工事に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における改築工事に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の内示を受けた単年度対象改築工事に要する費用を除く。）は以下のとおりとする。

令和 9 年度：金●円

令和 10 年度：金●円

令和 11 年度：金●円

令和 12 年度：金●円

令和 13 年度：金●円

令和 14 年度：金●円

令和 15 年度：金●円

令和 16 年度：金●円

令和 17 年度：金●円

令和 18 年度：金●円

（改築工事の実施）

第 3 条 受託者は、事業契約、本基本協定及び年度実施協定（改築工事）で定めるところにより、改築工事を行う。

2 受託者は、各事業年度の改築工事について、当該改築工事に係る国の補助金等の内示（内々示を含む。以下「内示」という。）を受けた以後でなければ、当該改築工事に着手しない。受託者は、内示を受けたときは、委託者の指示を受けて着手するものとし、正式な交付決定を待つことを要しない。内示を受けるまでの間、受託者は、費用の支出を伴う準備行為を行わない。

（国の予算の配分がない場合等の措置）

第 4 条 国の補助金等の内示がなされず、又は配分される額が要望する額に満たないときは、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度に実施する改築工事の内容を変更し、規模を縮小し、又は翌年度以降に繰り延べることができる。これに起因する要求水準書の未達は、受託者の責めにきすべき事由によらない。

2 前項による変更、縮小又は繰越は、委託者の責めに帰すべき事由による債務の不履行とはみなさな

い。

3 受託者は、前条第2項により内示を受けるまで当該改築工事に着手せず、費用の支出を伴う準備行為を行わないことから、第1項の変更、縮小又は繰越により受託者に損害は生じないものとし、委託者は、これに係る損害賠償その他の補償を行わない。

4 第1項により翌年度以降に繰り延べた改築工事は、改築計画及び事業期間の範囲内において、翌年度以降の年度実施協定（改築工事）に反映する。内示の時期により当該年度内に改築工事を完成させるものとし、内示の時期に起因する工期の遅延は、受託者の責めに帰すべき事由によらない。

（費用の支出）

第5条 各事業年度の改築工事に要する費用の負担については、事業契約及び年度実施協定（改築工事）の定めるところによる。

2 委託者は、前項の費用のうち委託者が負担すべき額を、事業契約及び年度実施協定（改築工事）の定めるところにより、受託者に支払う。

（報告等）

第6条 受託者は、各事業年度の改築工事に関し第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、速やかに委託者にその概要を通知するものとする。

2 委託者は、改築工事の実施に関し必要があると認めるときは、事業契約の規定に基づき受託者に報告を求めることができる。

（年度実施協定（改築工事））

第7条 委託者と受託者は、事業契約に従って、各事業年度に行う改築工事の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定（改築工事）を毎事業年度締結するものとする。

（本基本協定の効力）

第8条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定（改築工事）がその効力を失う日まで効力を有する。

（その他）

第9条 本基本協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和8年（2026年）●月●日

委託者 宇城市松橋町大野85番地

代表者 宇城市下水道事業

宇城市長 印

受託者

別紙 8 委託料の支払方法

1 委託料の構成と支払方法

(1) 委託料の構成

委託者は受託者が行う本業務に係る各業務及び工事に対する対価を、委託料として支払うものとする。委託料は、次の表に掲げる区分により構成する。

表 1 - 1 本業務に係る委託料

	業務	分類	項目	支払方法
管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)	統括管理	A-1	人件費	毎月払い
		A-2	その他	毎月払い
	維持管理業務 【水道、簡水、下水】	B-1	固定費 A	毎月払い
		B-2	固定費 B(精算)	毎月払い＋年度末精算
		B-3	変動費 A	毎月払い
		B-4	変動費 B(精算)	毎月払い＋年度末精算
	料金徴収・窓口関係業務	C-1	料金窓口	毎月払い
		C-2	量水器調達	四半期払い＋年度末精算
	農業集落排水アドバイザー	D	アドバイザー	四半期払い
	コンサルタント業務 ・施設更新計画策定 ・実施設計等	E-1	更新、改築計画	完了後一括払い
		E-2	実施設計	完了後一括払い
		E-3	工事監理	毎月払い
	改築工事(更新、長寿命化)	F	改築工事	前払い＋精算 (前金払い、部分払い、完了時払い)
	雨水・仮設ポンプ場 (維持管理)	G-1	固定費A	毎月払い
	雨水・仮設ポンプ場	G-2	固定費B(精算)	毎月払い＋年度末精算
	雨水・仮設ポンプ場	G-3	変動費(精算)	毎月払い＋年度末精算

(2) 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3．5）に係る委託料

ア 統括管理

(ア) 内容

委託者は、受託者が行う本業務の統括管理に対する対価を、委託料として支払うものとする（事業期間中において委託者と受託者の協議により変更も可能とする。）当該委託料は、人件費（A-1）とその他（A-2）で構成する。

(イ) 算出方法と支払方法

受託者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払い額を12月で除した金額について毎月支払うものとする。

表1-2 統括管理

分類	項目	主な内容
A-1	人件費	・SPCの運営に係る人件費
A-2	その他(人件費)	・SPCの運営費、保険料など

イ 維持管理業務

(ア) 内容

委託者は、受託者が行う本件施設の維持管理業務に対する対価を、委託料として支払うものとする。当該委託料は、固定費と変動費で構成し、それぞれ精算対象であるものと精算対象外であるものに区分する。

表1-3 維持管理業務

分類	項目	主な内容
B-1	固定費 A	・運転、保守、情報管理等の委託料(修繕、廃棄物の一部を除く) ・八代北部流域関連公共下水道施設の監視、助言を含む
B-2	固定費 B(精算)	・修繕業務、廃棄物管理の一部に係る委託料
B-3	変動費 A	・浄水処理の薬品費(次亜等)
B-4	変動費 B(精算)	・電力、燃料、薬品、通信、消耗品等のユーティリティ費

(イ) 算出方法と支払方法

a B-1の算出方法と支払方法

維持管理業務のうち、運転管理、保守管理、情報管理等に係る委託料（修繕業務及び

廃棄物管理業務の一部を除く。)を対象とする。受託者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12で除した金額について、毎月支払う。

b B-2の算出方法と支払方法

維持管理業務のうち、修繕業務及び廃棄物管理業務の一部に係る委託料を対象とする。委託者と受託者で合意する年度ごとの支払額を12で除した金額について毎月支払い、年度最終月の支払において、当該年度中の実費との差額について精算する。精算額は、受託者の積算又は処分先からの請求額に基づき算定する。

c B-3の算出方法と支払方法

上水処理に係る薬品費(次亜塩素酸)を対象とする。受託者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12で除した金額について、毎月支払う。

d B-4の算出方法と支払方法

運転管理に係る電力・燃料・薬品・通信・消耗品等のユーティリティ費を対象とする。委託者と受託者で合意する単価及び予定使用量をもとに決定された年度ごとの支払額を12で除した金額について毎月支払い、年度最終月の支払において、当該年度中の実費(請求額又は契約単価に購入水量を乗じた額)との差額について精算する。

ウ 料金徴収・窓口関係業務

(ア) 内容

委託者は、受託者が行う料金徴収・窓口関係業務に対する対価を、委託料として支払うものとする。当該委託料は、料金窓口と量水器調達で構成する。

表1-4 料金徴収・窓口関係

分類	項目	主な内容
C-1	料金窓口	・検針、調定資料作成、収納補助、納付推進、窓口対応、開閉栓、量水器管理
C-2	量水器調達	・量水器調達、交換

(イ) 算出方法と支払方法

a C-1の算出方法と支払方法

料金窓口業務のうち、検針、調定資料の作成、収納の補助、納付推進、窓口対応に係る委託料を対象とする。受託者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12で除した金額について、毎月支払う。

b C-2の算出方法と支払方法

量水器の調達及び交換に要する費用を対象とする。委託者と受託者で合意する単価及び予定数量をもとに決定された年度ごとの支払額を4で除した金額について各四半期末の翌月に支払う。また、年度末の支払において、当該年度中の実費(請求額又は契約単価に購入量乗じた額)との差額について精算する。四半期業務実績報告書には、当該四半期における量水器の調達数量、交換数量及び単価を記載した内訳書を添付するもの

とする。

エ 農業集落排水アドバイザー業務

(ア) 内容

農業集落排水処理施設に係る監視、評価及び技術的助言（アドバイザー）業務を対象とする。計画策定、実施設計及び工事は本業務の対象としない。受託者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払い額を4で除した金額について、各四半期末の翌月に支払う。四半期業務実績報告書には、当該四半期において実施した監視、評価又は技術的助言の内容及び対象施設を記載した実施記録を添付するものとする。

表 1 - 5 農業集落排水アドバイザー

分類	項目	主な内容
D	アドバイザー	・監視、評価、技術助言(計画策定、設計、工事は対象外)

オ コンサルタント業務

(ア) 内容

施設更新計画策定（E－1）及び実施設計（E－2）については、年度実施協定額（受託者が公的歩掛表に準じて積算し市が承認した額）の範囲内で契約・履行された委託に要した費用を、業務完了後に一括して支払う。

表 1 - 6 コンサルタント業務

分類	項目	主な内容
E-1	更新計画	・施設更新計画、ストックマネジメント計画の策定
E-2	実施設計	・改築の実施設計
E-3	工事監理	・改築工事の工事監理

(イ) 算出方法と支払方法

a E－1 及びE－2 の算出方法と支払方法

コンサルタント業務のうち、施設更新計画策定及び実施設計については、年度実施協定額及び受託者が公的歩掛表に準じて積算し委託者が承認を得た額で契約・履行された委託に要した費用を、業務完了後に一括して支払う。

b E－3 の算出方法と支払方法

コンサルタント業務のうち、改築工事の工事監理について、受託者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12で除した金額について、毎月支払う。

カ 改築工事

(ア) 内容

水道施設及び下水道施設の改築工事（更新及び長寿命化対策）について、別紙１０の定めに従い、年度実施協定額の範囲内で契約・履行された工事に要した費用を委託料として支払う。支払の方法（前金払、部分払及び完了時払い）は、別紙１０の定めるところによる。

表１－７ 改築工事

分類	項目	主な内容
F	改築工事	・水道、下水道施設の改築工事(工事監理を含む)

キ 雨水・仮設ポンプ場維持管理業務業務

(ア) 内容

雨水・仮設ポンプ場維持管理業務について、委託料を毎月払いとし、運転・保守の一部及び修繕費並びにユーティリティ費は、毎月払いのうえ年度最終月に実費との差額を精算する。

表１－８ 維持管理業務

分類	項目	主な内容
G-1	固定費 A	・雨水ポンプ場等の維持管理委託料
G-2	固定費 B(精算)	・運転、保守の一部、修繕費等
G-3	変動費(精算)	・運転に係るユーティリティ費

(イ) 算出方法と支払方法

算定及び精算の方法は、「イ 維持管理業務」による。

２ 委託料の支払手続

- (1) 受託者は対象期間の業務遂行状況について業務報告書類及びセルフモニタリング実施報告書を提出し、委託者の確認を受けた後、委託料の請求書を提出する。
- (2) 委託者は、請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払う。ただし、改築工事に係る委託料の支払い期限は別紙１０の定めるところによる。
- (3) 委託者の責めに帰すべき事由により支払が遅延したときは、委託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に定める率による遅延利息を支払う。

委託料の物価変動による改定

委託料の物価変動による改定（業務委託契約書第 6 1 条関係）は、次に定めるところによる。

1 対象費目及び使用する指標

改定の対象となる委託料の費目及び使用する指標は、次の表のとおりとする。精算の対象となる費目並びに年度実施協定に基づく単年度契約の費目は、改定の対象としない。

表 1 対象費目及び使用する指標

委託料の分類	対象／対象外	使用する指標
A-1 人件費	対象	民間給与実態調査（熊本県人事委員会）（職員の給与等に関する報告及び勧告）
A-2 その他	対象外	（精算又は実費的経費のため）
B-1 固定費 A（薬品以外）	対象	企業向けサービス価格指数（諸サービス／平均）
B-1 固定費 A（うち薬品）	対象	企業物価指数（日本銀行）（化学製品／無機化学工業製品）
B-3 変動費 A	対象	企業物価指数（日本銀行）（化学製品／無機化学工業製品）
C 料金窓口	対象	企業向けサービス価格指数（諸サービス／平均）
G-1 固定費 A（雨水）	対象	企業向けサービス価格指数（諸サービス／平均）
B-2・B-4・G-2・G-3	対象外	毎年度精算のため
D（アドバイザー）・E（コンサル）	対象外	年度実施協定に基づく単年度契約のため
F 改築工事	別途	第 6 項による

2 発動の判定

前項の対象費目について、各費目の指標が次のいずれかに該当する場合に、改定を行う。

- (1) 改定計算時の前年度の指標値の年度平均と前々年度の指標値の年度平均とを比較し、その変動が±1.0%（小数点第2位を切り捨てる。以下同じ）以上であるとき。
- (2) 改定計算時の前年度の指標値の年度平均と直近の改定に用いた指標値の年度平均とを比較し、その変動が±1.5%以上であるとき。

3 改定額の算定（計算式）

前項により改定を行うべき場合は、当該費目の各支払額を次の計算式により改定する。改定額の決定について、委託者と受託者は別途協議を要しない。計算により生じた1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の各支払額（税抜）

X：改定前の各支払額（税抜）

改定率 α は、費目に応じ、次のとおり算定する。

(1) 人件費（A-1）

α は、改定計算時の前年度に係る熊本県人事委員会の勧告における民間給与の改定率（以下「勧告改定率」という。）を用いて、次により算定する。

$$\alpha = 1 + \text{勧告改定率}$$

(2) 人件費以外の対象費目（B-1・B-③、C、G-1）

α は、当該費目の指標を用いて、次により算定する。

$$\alpha = \text{改定計算時の前年度の指標値の年度平均} / \text{改定計算時の前々年度の指標値の年度平均}$$

4 改定率の上限（激変緩和）

- (1) 前項の計算式により一の年度において改定される増加率は、当該年度につき5%を上限とする。物価の変動がこれを超える場合であっても、当該年度の改定は5%を上限として行う。
- (2) 物価の下落により減額する場合についても、一の年度につき5%を下限として前号と同様に取り扱う。
- (3) 前2号の上限又は下限を超える物価の変動が生じたときの取扱いは、第7項による。

5 双方向の運用

前各項の改定は、物価が上昇した場合の増額及び物価が下落した場合の減額のいずれにも適用する。

6 改築工事に係る委託料の特例

改築工事に係る委託料（F）については、前各項にかかわらず、年度実施協定に基づく単年度の契約であることから、第1項から第5項までの改定は行わない。ただし、予期することのできない特別な事情により、年度実施協定の締結以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託料が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

7 計算式によりがたい場合の協議

第3項の計算式又は第4項の上限若しくは下限によりがたい急激なインフレーション又はデフレーションその他特別の事情が生じ、委託料が著しく不適當となったときは、委託者及び受託者は、第1項から第5項までの規定にかかわらず、次の各号に定める手続に従い、委託料の変更について協議をすることができる。

- (1) 協議を申し入れる当事者は、申入れの理由（物価変動の内容・規模・期間等）及び求める委託料変更の概要を記載した書面を相手方に提出するものとする。
- (2) 申入れを受けた当事者は、申入れを受けた日から30日以内に協議を開始しなければならない。
- (3) 協議は申入れを受けた日から60日以内（委託者又は受託者が書面により延長に合意した場合はその期間）に妥結するよう努めるものとする。
- (4) 協議期間中は、第3項の計算式により算定した直近の改定後委託料（上限又は下限の範囲

のもの)を暫定的に支払うものとし、合意成立後に合意内容に基づき差額を精算する。

- (5) 第3号に定める期間内に協議が整わないときは、委託者及び受託者は、双方が合意する中立的な専門機関（公認会計士、不動産鑑定士その他の費用算定に関する専門的知見を有する者）に委託料変更額の算定を依頼し、その算定結果を尊重して協議を継続する。当該専門機関への依頼に要する費用は委託者及び受託者が等分して負担する。なお、上記の手続を経てなお協議が整わないときは、契約書第103条の定めるところにより解決を図ることができる。

8 改定の時期及び手続

- (1) 毎年度、4月1日時点で公表されている最新の指標に基づき、●月●日までに発動の判定及び改定額の算定を行い、各年度の委託料を確定する。
- (2) 改定された委託料は、改定年度の第●四半期以降の支払いに反映させる。改定の有無にかかわらず、受託者は、指標について委託者に書面により毎年報告する。
- (3) 指標の公表遅延又は事後の改定若しくは訂正があったときの取扱いは、次によるものとする。

ア 第1号の期日までに、改定額の算定に用いるべき指標の最新値が公表されないときは、委託者及び受託者は、直近に公表されている参考値、速報値又はこれらに準ずる数値を用いて改定額を暫定的に算定し、これを当該年度の委託料に適用する。

イ 前号により正式な指標が公表されたときは、委託者及び受託者は、正式な指標に基づき改定額を再計算し、暫定的に算定した改定額との差額を、正式な指標の公表の日の属する月の翌々月の委託料の支払において精算する。

ウ 改定額の算定に用いた指標値が、その後、公表機関により遡及的に改定又は訂正されたときは、当該改定額の再計算は行わない。ただし、当該改定又は訂正が公表機関の集計誤りその他の明白な誤謬に基づくものであって、かつ、改定額に10分の1を超える変動を生じさせるものであるときは、委託者又は受託者は、当該訂正を知った日から60日以内に限り、相手方に対し再計算を求めることができる。

エ 前号ただし書による再計算の結果生じた差額の取扱いについては、前号の請求を受けた日から30日以内に委託者及び受託者が協議して定める。

- (4) 物価変動による改定その他により委託料に増減が生じたときの予算上の取扱い及び支払いの方法は、別途委託者が定めるところによる。

9 インデックスの定期見直し

委託者及び受託者は、第1期事業期間終了の6か月前（令和13年10月1日）までに、第1項に定める各費目の使用指標が対象費目の実際のコスト構造（受託者が本業務の実施のために支出する費用の構成）を適切に反映しているかを共同で評価し、以下の手続に従い指標の見直しを行うものとする。

- (1) 委託者は、前号の評価に先立ち、第1期事業期間（令和9年度～令和13年度）における各費目の実際の実績（費目別の内訳、単価、使用量の推移等）を記録した費用実績報告書を委託者に提出する。

- (2) 委託者及び受託者は、費用実績報告書を基礎として、現行の指標が費目の実態を反映していない場合（指標と実費の乖離が継続的に認められる場合等）には、より実態に即した指標への変更を協議し、合意した場合は第2期事業期間（令和14年度～令和18年度）の適用指標として採用する。
- (3) 前号の協議が第2期事業期間開始の1か月前（令和14年2月28日）までに整わないときは、第1項の指標をそのまま第2期事業期間に適用する。
- (4) 変更後の指標は第2期事業期間の開始日から適用し、遡及的には適用しない。

別紙 10 工事に係る委託料の設定及び変更方法

改築工事に係る委託料の設定及び設計変更に伴う変更契約金額の算定に当たっては、委託者と受託者との間で総合契約単価方式に準じた以下の方法に基づくものとする。

本別紙において「公的歩掛表に準じた積算」とは、受託者が、水道については「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛により、下水道については日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛により（これらに記載のないものは各協会が定める歩掛その他市が認める基準により）行う積算をいう。委託者は、受託者が行った当該積算の内容を審査し、承認する。

1 対象とする工事

対象とする工事は、改築工事（更新及び長寿命化対策。水道施設及び下水道施設に係るものをいう。）とする。

2 方法と手順

(1) 提案工事金額の設定及び更新実施基本協定、改築実施基本協定の締結

ア 受託者は更新実施基本協定及び改築実施基本協定（以下「実施協定」という。）の締結までに、提案時における自らの提案工事金額の総額以下で各対象工事の提案工事金額を算定し、委託者へ提出して合意を得る。

イ 合意書

受託者は、アの合意内容について合意書を作成し、委託者へ提出する。

ウ 委託者と受託者は、合意した提案工事金額をもとに実施協定を締結する。

(2) 契約金額の変更方法についての合意

ア 提案請負代金比率による変更

受託者は、対象工事の提案工事金額を当該工事の予定工事金額で除して提案請負代金比率を算出し、詳細設計の結果や工事内容の変更に伴う変更工事金額については、変更後の内容に基づき受託者が公的歩掛表に準じて積算し委託者が承認した金額に当該比率を乗じて設定することについて、委託者と合意する。

イ 個別単価による変更

受託者は、アの方法に代えて、提案工事金額を上限として算出された提案個別単価について委託者と協議し、合意を得ることができる。

ウ 合意書

受託者は、ア及びイの合意内容について合意書を作成し、委託者へ提出する。

(3) 国補助金の予算配分との連動

改築に係る国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、当該年度の改築工事に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合、委託者は受託者と協議のうえ工事の内容を配分額に合わせた内容とし、これによる要求水準書の未達は受託者の責めに帰すべき事由によらない。

(4) 詳細設計の結果を踏まえた工事金額の変更

受託者は、詳細設計を実施する改築工事について、詳細設計の結果を踏まえて公的歩掛表に準じた積算を行い、合意書に基づく方法により変更金額を算出して委託者に提出する。委託者は、変更内容を審査し、承認のうえ、当該変更金額をもって年度実施協定に反映させる。

(5) 工事内容の変更に伴う契約額の変更

受託者は、契約後に委託者の要望又は設計時に想定し得なかった現場事情等により工事内容に変更の必要が生じた場合、公的歩掛表に準じて積算及び合意書に基づく方法により変更金額を算出して委託者に提出する。委託者は、変更内容を審査し、適当と判断した場合、当該工事に係る契約金額の変更を行う。

(6) 積算の二段階（予算用積算・実施用積算）

ア 受託者は、各年度の改築実施基本協定の締結前に、提案書類のコスト縮減策を反映し、公的歩掛表に準じて予算用積算（概算）を行い、工事費内訳書を作成して設計図書とともに市に提出し、その承認を得る。

イ 受託者は、次年度の改築（更新）の実施前に、実施用の積算を委託者に提出し、その承認を得る。

3 履行保証

(1) 受託者は、各事業年度の年度実施協定に基づき実施する個別の改築工事（更新工事含む。）について、当該工事に係る年度実施協定の締結と同時に、次のいずれかの保証を付さなければならない。

ア 履行保証保険契約の締結

イ 公共工事履行保証証券による保証

ウ 金融機関の保証

エ 契約保証金の納付又はこれに代わる担保となる有価証券等の提供

(2) 前号の保証に係る額は、当該個別の改築工事に係る委託料（年度実施協定に定める当該工事の委託料の額をいい、複数事業年度にわたる工事にあつては当該工事の総額をいう。）の10分の1以上としなければならない。

(3) 受託者は、当該改築工事が完成し、委託者の検査に合格して引渡し完了するまでの間、前号の保証を維持しなければならない。工事内容の変更により委託料が変更され、保証の額著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、保証の額の変更について協議することができる。

4 改築工事の対価の支払い

(1) 対価の支払請求

受託者は、改築工事が委託者の検査に合格したときは、年度実施協定に定める当該工事の委託料の支払を委託者に請求することができる。

(2) 支払期限

委託者は、前号の請求を受けた日から40日以内に当該委託料を支払う。

(3) 前払金

受託者が改築工事の実施を受託者以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合であつて、かつ受託者が当該第三者との契約（以下「第三者委託等契約」という。）に基づき当該改築工事等に要する前払金を支払わなければならないときは、受託者は、当該第三者をして、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社と、第三者委託等契約記載の工事完成の時期を保証期限とする前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結させ、その保証証書を第三者委託等契約の発注者である受託者に寄託させ、当該保証証書の写し及び第三者委託等契約書の写しを委託者に提出して、当該第三者委託等契約書記載の請負代金額（複数年度に亘る場合は当該事業年度の出来高予定額）の10分の4以内の前払金の支払い委託者に請求することができる。

この場合において、受託者は、委託者からの前払金の受領後14日以内に当該前払金を当該第三者に支払うものとし、その領収書等の写しを委託者に提出しなければならない。

受託者は、①その領収書等の写しを委託者に提出しなかったときは、当該期間内に提出された領収書等による支払済の金額との差額（ただし、前払金の支払額が当該支払済額を超える場合に限る。）を、又は②改築工事等を完成させることなく本契約が終了し、かつ、委託者が当該未完成の改築工事等について出来高部分に応じた支払いをするときは、その差額（ただし、前払金の支払額が出来高支払額を超える場合に限る。）をそれぞれ委託者に返還する義務を負う。

委託者は、当該前払金返還義務に係る債権をもって、委託者が本契約に基づき受託者に負うその他の債務と対当額で相殺することができる。

(4) 前払金の充当制限

前払金は、当該工事の外注費、材料費、労務費、機械器具の賃借料、動力費、支払運賃、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(5) 部分払

受託者は、複数事業年度にわたる改築工事の進捗が当該事業年度に係る年度実施協定に規定された出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用相当額の10分の9以内の額について、各事業年度末に1回のみ部分払を請求することができる。部分払の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{出来高に対応する費用} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{出来高予定額}} \right)$$

(6) 出来形の確認

受託者は、部分払の請求前に、出来形確認請求書を提出し、委託者の検査（請求を受けた日から14日以内）を受ける。委託者は、確認の結果を受託者に通知し、受託者は

当該確認後に部分払を請求することができる。委託者は請求を受けた日から20日以内に支払う。

(7) 繰越調書

年度実施協定において完成期限が当該事業年度中とされていた改築工事が当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、受託者は、繰越調書を作成のうえ、当該事業年度の●月●日までに委託者へ提出する。

(8) 所有権

改築工事の目的物は、委託者による検査及び引渡しをもって委託者の所有に属し、委託者は公営企業会計上の固定資産として計上する。

5 公的歩掛表に記載のない工種等の積算

- (1) 受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1に定める公的歩掛表の基準のうちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。
- (2) 受託者は、第5項第1号の協議の結果、別紙1第1項第37号ウの基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。
- (3) 委託者は、第5項第1号の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。
- (4) 委託者及び受託者は、第5項第1号から第3号までの手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。

コンサルタント業務等に係る委託料の設定及び変更方法

コンサルタント業務等に係る委託料（別紙 8 に定める委託料 **D** 及び **E** をいう。）の設定及び変更の方法は、次に定めるところによる。

1 対象とする業務

本別紙の対象とする業務は、次のとおりとする（以下「コンサルタント業務」という。）。

- (1) 農業集落排水アドバイザー業務（委託料 **D**）
- (2) 施設更新計画（ストックマネジメント計画）の策定（委託料 **E**－1。水道施設及び下水道施設を対象とする。）
- (3) 改築の実施設計（委託料 **E**－2）
- (4) 改築工事の工事監理（委託料 **E**－3）

2 委託料の設定方法（年度実施協定）

- (1) コンサルタント業務等について、委託者及び受託者は、各事業年度において、当該年度に実施する業務の内容及び金額を定めた年度実施協定を締結する。

- (2) 前号の金額は、受託者が事項に定める公的歩掛表に準じて積算した金額に基づき、委託者が当該積算の内容を審査して承認した額により **合意書を作成する**。

ア 「公的歩掛表」とは、水道については「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛を、下水道については日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛をいう。これらに記載のないものは、各協会が定める歩掛その他委託者が認める基準による。

イ 受託者は、提案書類におけるコスト縮減策を反映したうえで、公的歩掛表に準じて積算を行う。委託者は、受託者の積算が公的歩掛表に準拠し、かつ提案上限額及び年度実施協定額の範囲内であることを審査して承認する。

- (3) 受託者は、業務概要が想定であることを踏まえ、実施段階において委託者との協議により、提案金額の総額に増減が生じることを受け入れるものとする。

- (4) 積算の二段階（予算用積算・実施用積算）

ア 受託者は、各年度の更新実施基本協定及び改築実施基本協定の締結前に、提案書類のコスト縮減策を反映し、公的歩掛表に準じて予算用積算（概算）を行い、工事費内訳書を作成して設計図書とともに委託者に提出し、その承認を得る。

イ 受託者は、次年度の更新（改築）の実施前に、実施用の積算を委託者に提出し、その承認を得る。

3 国費配分との連動

コンサルタント業務等に係る国の交付金又は補助金（以下「国費」という。）の要望額に対して国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合、委託者は受託者と協議のうえ、業

務の内容を配分額に合わせた内容とする。これに起因する要求水準書の未達は、受託者の責めに帰すべき事由によらない。

4 委託料の変更方法

- (1) 委託内容に変更が生じた場合は、受託者が公的歩掛表に準じて算出した変更金額を委託者が審査、承認したものを基に、委託者及び受託者が協議して年度実施協定の金額を変更する。
- (2) 前号により年度実施協定の金額を変更したときは、委託者及び受託者は、当該変更の内容を年度実施協定に反映させる。

5 委託料の支払方法

コンサルタント業務等に係る委託料の支払方法は、別紙8 委託料の支払方法に定めるところにより、次のとおりとする。

分類	業務	支払方法
D	アドバイザー業務	年度実施協定額（受託者の積算を市が承認した額）の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。 【他の業務と兼務することも想定されるため、詳細は協議】
E-1	施設更新計画の策定	年度実施協定額（受託者の積算を市が承認した額）の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。
E-2	改築の実施設計	同上（業務完了後の一括払い）。
E-3	改築工事の工事監理	提案額に基づく年度支払額を12で除した金額を毎月支払う。

6 委託料の改定（物価変動）

コンサルタント業務等に係る委託料は、年度実施協定に基づく単年度の契約であることから、別紙9 委託料の物価変動による改定の対象としない。ただし、予期することのできない特別の事情により、年度実施協定の締結以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託料が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

7 公的歩掛表に記載のない工種等の積算

- (1) 受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1に定める公的歩掛表の基準のうちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。

- (2) 受託者は、第7項第1号の協議の結果、別紙1第1項第37号ウの基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。
- (3) 委託者は、第7項第1号の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。
- (4) 委託者及び受託者は、第7項第1号から第3号までの手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。

委託料の支払い停止及び減額

1 委託料の支払い停止

水道施設、簡易水道施設、下水道施設、高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場における日々の運転管理業務において、水量、水質又は放流水質が要求水準値を超過若しくはその恐れがある場合、若しくは委託者によるモニタリング結果、実務業務の契約内容の未達若しくはその恐れがある場合には、委託者が策定するモニタリング実施計画書（モニタリング実施計画書が未作成の場合はモニタリング基本計画書。以下同じ。）に基づき、措置の対象となるレベルに応じ、委託者は受託者に対して、①注意、②指導、③勧告、④警告及び⑤命令の措置を図3に示すフローに従い行うものとする。

このうち、③勧告に相当する措置を行う場合においては、委託者がその是正が確認できるまで委託料の支払いを停止することができる。

なお、⑤命令（是正を行うことは再度命令）にも関わらず、是正が行われていると認められない場合は、委託者は契約を解除できる。

委託者は、③勧告に相当する措置を行い委託料の支払を停止したときは、受託者からの是正報告書の提出を受け、書面によりこれを確認したうえで支払停止を解除する。ただし、水質又は水量に係る重大な未達があった場合は、委託者は現地確認を行ったうえで支払停止の解除を判断することができる。

措置の対象となる未達レベル

認定レベル	事象
レベル 1	○ 業務管理の工程における軽微な不備（管理目標値の未達が7日以上継続、書類・備品等の整理整頓不足、不衛生状態の放置等） ○ 月間業務報告書の提出遅延（督促後7日以内に提出した場合等、軽微なもの）
レベル 2	○ 要求水準の未達があり、影響が委託者と受託者の間又は対象施設内に留まるもの（合理的理由のない工期遅延の発生、頻発する設備の故障の放置、苦情の頻発、必要な点検（法定点検を除く）の未実施） ○ 督促にもかかわらず相当期間（例：14日）を超えて未提出、又は年度内に複数回（例：3回以上）の提出遅延が発生
レベル 3	○ 契約に違反する行為で故意又は過失による信用失墜行為、不法行為、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの（過失による断水と水量不足、法定水質基準の未達、放流水質の法定水質基準未達、苦情の放置、法定点検の未実施） ○ 委託者による事業運営の監督に重大な支障を生じさせるもの

措置対応表

措置	対応するレベル（目安）	委託料への影響	次段階への移行条件（目安）
①注意	レベル 1（軽微な不備）	影響なし	未達が 7 日以上継続又は再発
②指導	レベル 1～2	影響なし（改善計画提出を要請）	改善計画期日までに未是正
③勧告	レベル 2～3	是正確認まで支払停止が可能	是正未了のまま相当期間（目安 30 日）経過
④警告	レベル 3	支払停止継続＋最終是正期限を提示	警告期限までに未是正
⑤命令	レベル 3	支払停止継続	命令後も未是正の場合、委託者が解除の可否を検討（第 8 3 条）

2 委託料の減額

(1) 運転管理業務に係る委託料の減額

委託者は、末端給水蛇口残留塩素濃度の未達による命令又は放流水質の法定水質基準の未達による命令に伴う勧告を受けた事業者に対し、運転管理業務に係る委託料を減額することができる。

ア 減額の算定方法

(ア) 水道施設

末端給水蛇口残留塩素濃度の未達があったときは、当該未達が発生した日を 1 回として、1 回につき、次式により算定した額を委託料から減額するものとする。

$$\text{減額する額 } Y_1 \text{ (円)} = B \text{ (円)} \times \{ C / A \} \text{ (日)}$$

A：当該事業年度の総全数

B：水道事業会計区分における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

C：当該事業年度の末端給水蛇口残留塩素濃度未達日数

(イ) 下水道施設

放流水質の未達があったときは、当該未達が発生した日を 1 回として、1 回につき、次式により算定した額を委託料から減額するものとする。

$$\text{減額する額 } Y_2 \text{ (円)} = F \text{ (円)} \times \{ G / E \} \text{ (日)}$$

E：当該事業年度的全日数

F：下水道施設（処理場施設）に係る運転管理業務の委託料の税別額（円）

G：当該事業年度の当該放流水質未達日数

イ 未達日数（C）又は（G）の算定方法

検査結果の判明に検査実施日（採取日）から時間を要する水質項目については、定期測定で未達が判明した日に追加検査を行った結果が基準を満足した場合は $\alpha = 1$ 日とし、追加検査でも複数日数基準を満たさなかった場合は、当初の定期測定日から未達が発生した最終日までの全日数を α とする。

イの２ 判定保留期間中の委託料の取扱い

- (1) 検査結果の判明に検査実施日（採取日）から相当の期間を要する水質項目について、追加検査の結果が判明するまでの間（以下「判定保留期間」という。）は、委託者は、当該検査に係る運転管理業務の委託料の支払を留保せず、通常の支払方法により支払うものとする。
- (2) 判定保留期間の経過後、追加検査の結果に基づきアの未達が確定したときは、委託者は、アの算定式により算定した減額対象額を、当該未達が確定した日の属する月の翌月分の委託料の支払において精算（減額）するものとする。
- (3) 判定保留期間が同一の検査事案について30日を超えて継続するときは、委託者及び受託者は、当該検査事案に係る委託料の取扱いについて協議する。

ウ 流入下水が流入基準を超過した場合

- (ア) 流入下水が要求水準書に示す流入基準を超過した場合、放流水質法定基準未達であっても、委託料の減額を行わない（水量に関する流入基準、又は当該項目に係る水質基に関する流入基準が超過した場合に限る。）。ただし、流入基準を超えた場合であっても委託者と受託者で対応可能と合意した場合を除く。
- (イ) 流入水が要求水準書に示す流入基準を超過した場合、放流水が要求水準書に示す放流水質法定基準を満たしていないことによる第三者からの損害賠償は、委託者が負担するものとする。

(2) その他、業務の未実施当に係る委託料の減額

その他、仕様内容や提案内容について、業務の未実施があった場合は、未実施相当分の委託料を減額することができる。減額の額については、委託者と受託者での協議により決定する。

プロフィットシェア

1 改良等の提案

受託者は、事業期間中、本業務について改良等を提案することができる。改良等のうち、要求水準書の変更を伴わず、かつ維持管理業務等にかかる委託料の額の低減を伴うものを本別紙の対象とする。

2 改良等の実施

委託者は、受託者の改良等の提案により必要と認める場合は、受託者に対して当該改良等の検討（要求水準書の変更の要否を含む。）を指示することができる。この場合、受託者は、当該指示の受理後遅滞なく、当該改良等の導入が本業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告する。

委託者は、当該検討結果の受理後遅滞なく、改良等（これに伴う要求水準書の変更を含む。）を行うか否かを受託者に通知する。

改良等が実施する旨の通知がなされた場合、当該通知以降、受託者は要求水準書に従って改良等の実施計画を作成し、当該改良等により要求水準書が変更される場合には、当該改良等が完了した日又は別途委託者と受託者が協議の上合意した日から適用されるものとする。

3 改良等の委託料の減額

委託料は、要求水準書を変更することなく改良等が行われた場合、維持管理業務等の実施のために受託者が負担する費用の減少に応じて、対応する委託料を減額する。委託者は、委託料の減額については、維持管理業務等の実施のために事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額の少なくとも【●●分の●●】に相当する額を減額しない。受託者が負担する費用が低減すると見込まれる額は、委託者及び受託者が協議して定める。

法令変更による追加費用及び損害の負担

- 1 本契約に規定する法令変更に基づいて、**現契約の範囲内での事業計画の見直し等での対応の可否を踏まえた上で**、受託者に追加費用及び損害が発生する場合の委託者の費用負担の割合は以下のとおりとする。
 - (1) 委託者の事業履行上で直接関係する法令変更の場合 100%
 - (2) (1)以外の法令変更の場合 0%
- 2 本市において、「本業務に直接影響を与える法令変更」とは、特に**本業務及びこれに類似する**サービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受託者の費用に影響があるものを意味し、原則として、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年宇城市条例第177号）及び本契約で定める主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、受託者が本業務を実施のために委託先、調達先その他の第三者に支払う消費税及び地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税及び地方消費税にかかる税率の変更を含む。
- 3 税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令変更は本業務に直接影響を与える法令変更に含まれないものとする。
- 4 前項の規定による該当性判断の参考に資するため、現時点で想定される法令変更の主な例を次のとおり例示する。ただし、以下の例示は限定列举ではなく、個別の法令改正の内容及び受託者への影響の程度に応じて、委託者及び受託者が協議のうえ第2項の基準に従い該当性を判断するものとする。
 - (1) 本業務に直接影響を**与える**法令変更に該当すると考えられる例
 - ア 水道法、下水道法及びこれらに基づく政省令の改正のうち、水質基準、施設基準、業務の実施方法等、対象業務の実施内容そのものを直接規定する事項の改正
 - イ 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の改正
 - ウ 本契約で定める主な遵守すべき関係法令として要求水準書等に掲げる法令の改正
 - エ 委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税及び地方消費税の税率の変更
 - (2) 本業務に直接影響を与える法令変更に該当しないと考えられる例
 - ア 法人税法、地方税法その他営利法人に一般的に適用される税制に関する法令の改正（第3項該当）
 - イ 受託者が第三者に支払う対価に適用される消費税及び地方消費税の税率の変更
 - ウ 労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令の改正のうち、特定の業種・業態を対象とせず、事業者一般に適用されるもの
 - (3) 個別の内容に応じて協議のうえ判断すべき例
 - ア 消費税法の改正に伴う適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入・変更のうち、対象業務の実施方法（経理処理、下請負者との取引形態等）に直接影響を及ぼす部分
 - イ 働き方改革関連法（労働基準法の時間外労働の上限規制等を含む。）の改正のうち、水道法・下水道法上の管理体制（緊急時対応、当直体制等）の維持に直接必要な人員配置に重

大な影響を及ぼす部分

ウ 建設業法、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の改正のうち、改築工事の実施方法・積算基準に直接影響を及ぼす部分

エ 個人情報の保護に関する法律の改正のうち、料金徴収・窓口関係業務における個人情報の取扱いに直接影響を及ぼす部分

オ 電気事業法その他エネルギー関連法令の改正のうち、施設の運転管理に必要な電力調達方法に直接影響を及ぼす部分

- 5 前項第3号に掲げる事例その他該当性の判断に疑義が生じた法令変更について、委託者及び受託者は、当該法令変更の趣旨及び内容、受託者に生じる追加費用又は損害の内容及び金額、並びに対象業務との関連性の程度を踏まえ、誠実に協議し、その結果を書面により確認する。

区分	法令変更の例	該当性	負担者	根拠
対象業務直接規定	水道法・下水道法及び政省令改正（水質基準・施設基準等）	該当	委託者	別紙 13①(1) ア
対象業務直接規定	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の改正	該当	委託者	別紙 13①(1) イ
対象業務直接規定	要求水準書等に掲げる主要遵守法令の改正	該当	委託者	別紙 13①(1) ウ
税制（委託料側）	委託者→受託者の契約金額に適用される消費税等税率変更	該当	委託者	別紙 13①(1) エ
税制（一般）	法人税等、営利法人一般に適用される税制改正	非該当	受託者	別紙 13①(2) ア ／第 73 条・74 条
税制（下請側）	受託者→第三者への支払に適用される消費税等税率変更	非該当	受託者	別紙 13①(2) イ
労働関係（一般）	労働基準法等、事業者一般に適用される労働関係法令改正	非該当	受託者	別紙 13①(2) ウ
インボイス制度	適格請求書等保存方式のうち対象業務の実施方法に直接影響する部分	個別判断	協議	別紙 13①(3) ア
働き方改革関連法	時間外労働上限規制等のうち緊急時対応体制に重大な影響を及ぼす部分	個別判断	協議	別紙 13①(3) イ
建設業関連法令	建設業法等の改正のうち改築工事の実施方法・積算基準に直接影響する部分	個別判断	協議	別紙 13①(3) ウ
個人情報保護法令	個人情報保護法改正のうち料金徴収・窓口業務に直接影響する部分	個別判断	協議	別紙 13①(3) エ
エネルギー関連法令	電気事業法等の改正のうち電力調達方法に直接影響する部分	個別判断	協議	別紙 13①(3) オ

個人情報保護に係る特記仕様書

(秘密の保持及び適正な管理)

第1条 受託者は、個人情報を取り扱う契約（以下「契約」という。）の履行に当たっては、委託業務の実施に必要な最小限の範囲とし、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、受託者が委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(第三者への委託の禁止又は制限)

第2条 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者からの書面によって明示的に承諾を得た場合以外は、いかなる理由のためであっても、個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。

2 受託者は、前項に規定する委託者の書面による承諾を得ることを希望する場合は、再委託先となるべき第三者の氏名、商号、住所及び所在地並びに当該第三者が情報の保護について十分な水準に達していることの資料を委託者に提出して、委託者の判断を求めなければならない。

3 受託者は、前項の規定に基づいて委託者の承諾を得た場合であっても、本特記仕様書上の義務を免れることはなく、受託者は、再委託先となる第三者との間で、秘密情報の機密保持、再委託並びに預託及び提供の禁止並びにこれに係る事故時の責任分担並びに契約終了時の返却、廃棄等を契約書面等の締結により担保し、本特記仕様書に基づき受託者が委託者に対して負う義務と同等の義務を当該第三者に課さなければならない。この場合において、受託者は、当該契約書面等を本契約の契約期間にわたり保存しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。また、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第4条 受託者は、みだりに個人情報を複写及び複製してはならない。また、受託者は、契約に基づく業務を処理するため、委託者から引き渡された個人情報を委託者の承諾なく複写又は複製してはならない。

(生成AIの利用制限)

第5条 受託者による生成AI（別紙15第8条に定める生成AIをいう。以下同じ。）への個人情報の入力その他の利用については、個人情報が別紙15第8条にいう秘密情報に含まれるものとして、同条から別紙15第10条までの定めるところによる。

(事故の報告)

第6条 受託者は、個人情報の取り扱いに関する事故が発生したときは、漏えい、滅失及び毀損等した個人情報の項目、内容、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(検査の実施)

第7条 委託者は、受託者の個人情報の保護に対する管理体制について、必要に応じて検査を実施し、又は報告を求めることができる。

(収集の制限)

第8条 受託者は、個人情報を収集する場合には、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(搬送)

第9条 受託者は、個人情報が記載された資料等を搬送するときは、漏えい又は紛失等の防止のため、必要な措置を講じなければならない。

(提供資料等の返還)

第10条 受託者は、契約による業務を処理するために委託者から引き渡された資料等を業務終了後、速やかに委託者に返還し、又は廃棄したうえで、その完了の報告をしなければならない。

情報セキュリティにかかる特約事項

(運用保守体制)

第1条 受託者は、宇城市情報セキュリティポリシーを遵守し、秘密情報のセキュリティについて、以下のとおり運用保守体制を確立しなければならない。

- (1) データの漏えい、改ざんを防ぐようなデータ保護対策を講じること。
- (2) 受託者が外部機関と接続する場合は、不正アクセスを排除するような対策を講じること。
- (3) 本業務においてサーバ機器を導入する場合、当該サーバ機器にウィルス対策ソフトを装備すること。また、最新のウィルスの感染も防止できるよう迅速にパターンファイルを更新すること。更に、セキュリティホールにも速やかに対応できる構成とすること。また、セキュリティパッチの適用等をテストする環境を構築すること。
- (4) データベースについて、情報漏えいに対する対策を充分に行うこと。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、秘密情報の安全管理について、責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(事務従事者の報告)

第3条 受託者は、秘密情報を取り扱う事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、委託者に報告しなければならない。事務従事者に異動があったときも、同様とする。

2 受託者は、本特約事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督しなければならない。

3 事務従事者は、受託者の指示に従い、本特約事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 受託者は、事務従事者に対し、秘密情報の適切な取扱いについて教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本業務を実施するにあたって秘密情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、秘密情報を複写し、又は複製してはならない。

(秘密情報の安全管理)

第7条 受託者は、秘密情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の秘密情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、委託者から秘密情報を受領する都度、受領の日時、受領した情報の表題、種別及び媒体の別並びに受領した事務従事者の氏名に関する記録をとるものとし、委託者が要求した場合は、別途委託者及び受託者が協議して取り決める方法に従い、当該記録の内容を委託者に提出するものとする。
- 3 受託者は、秘密情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、委託者に届け出なければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、秘密情報を作業場所から持ち出してはならない。

(生成A I への秘密情報の入力禁止)

第8条 受託者は、宇城市情報セキュリティポリシー（令和7年3月27日改訂版。改訂された場合はその改訂版。以下「情報セキュリティポリシー」という。）第8章の定めに従い、クラウドサービスの利用に際して本業務において取り扱う秘密情報の適正な管理を確保しなければならない。

- 2 受託者は、委託者の書面による承認を得た場合を除き、クラウド型の生成A I（大規模言語モデルを用いたチャットツール、文書生成ツールその他外部サーバに情報を送信する人工知能サービスをいう。以下「生成A I」という。）に秘密情報（別紙14に定める個人情報を含む。以下本条において同じ。）を入力し、又は送信してはならない。ただし、次条に基づき委託者があらかじめ承認した利用目的及び情報種別の範囲内で行う場合は、この限りでない。
- 3 前項の承認を求める場合は、利用する生成A I のサービス名称、入力しようとする秘密情報の種別及び利用目的を書面により委託者に申請しなければならない。委託者は、情報セキュリティポリシー第8章第8.3節に定めるクラウドサービス利用の手續に準じてその可否を審査し、書面により承認の結果を通知する。
- 4 受託者は、委託者が承認した生成A I の利用状況及び入力した秘密情報の内容を記録し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。

(生成A I 利用の包括承認)

第9条 受託者は、定型的な業務における生成A I の利用について、利用目的、利用する生成A I サービスの名称、入力を想定する秘密情報の種別及びリスク低減措置を記載した包括承認申請書を委託者に提出し、委託者の書面による承認（以下「包括承認」という。）を得ることができる。委託者は、情報セキュリティポリシー第8章8.3節に準じて審査のうえ、承認する場合は対象業務、情報種別、生成A I サービスを特定した包括承認リストを作成し受託者に通知する、

(包括承認リスト)

第10条 受託者は、包括承認リストに掲げる範囲内で生成A I を利用する場合、個別の申請を要しない。ただし、四半期ごとに利用実績（利用日、利用目的、生成A I サービス名、概要）を

記録し、委託者の求めに応じて報告する。委託者は、必要と認めるときは、包括承認の内容を見直し、又は承認を取り消すことができる。

(再委託)

第11条 受託者は、委託者からの書面によって明示的に承諾を得た場合以外は、いかなる理由のためであっても、秘密情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。

2 受託者は、前項に規定する委託者の書面による承諾を得ることを希望する場合は、再委託先となるべき第三者の氏名、商号、住所及び所在地並びに当該第三者が情報の保護について十分な水準に達していることの資料を委託者に提出して、委託者の判断を求めなければならない。

3 受託者は、前項の規定に基づいて委託者の承諾を得た場合であっても、本特約事項上の義務を免れることはなく、受託者は、再委託先となる第三者との間で、秘密情報の機密保持、再委託並びに預託及び提供の禁止並びにこれに係る事故時の責任分担並びに契約終了時の返却、廃棄等を契約書面等の締結により担保し、本特約事項に基づき受託者が委託者に対して負う義務と同等の義務を当該第三者に課さなければならない。この場合において、受託者は、当該契約書面等を本契約の契約期間にわたり保存しなければならない。

(返却及び廃棄)

第12条 受託者は、委託者からの要求があったとき、又は業務委託契約が終了したとき、若しくは業務委託契約が解除されたときは、直ちに秘密情報が記録された全ての媒体を委託者に引き渡さなければならない。

2 受託者のコンピュータのハードディスク等に記録されている秘密情報、受託者が委託者に引き渡すことが困難な秘密情報、受託者が業務遂行に際して作成した秘密情報を含むメモ、ノート、手控え等については、委託者の承諾を得て係る情報を廃棄することにより、前項の規定による引渡しに代えることができる。

3 前2項の規定による引渡し又は廃棄が完了した際は、受託者は、係る引渡し又は廃棄が完了した旨及び受託者が秘密情報を保有していない旨の報告書を、業務委託契約の契約者が押印の上で、委託者に提出しなければならない。

(事故報告)

第13条 受託者は、秘密情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等にかかる秘密情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により委託者に直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった秘密情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(サイバーセキュリティ事故への対応)

- 第14条 受託者は、不正アクセス、マルウェア感染、ランサムウェアその他情報セキュリティ事故（以下「サイバーセキュリティ事故」という。）を認知したときは、直ちに当該事故の拡大を防止するために必要な応急措置（感染端末のネットワーク切断、影響を受けたシステムの停止、ログの保全その他必要な措置を含む。）を講じるとともに、委託者へ速やかに第一報を行わなければならない。
- 2 受託者は、サイバーセキュリティ事故を認知したときから24時間以内に、被害を受けたシステム及びデータの範囲、影響を受けた秘密情報及び個人情報の有無並びに現時点における対応状況を委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、サイバーセキュリティ事故を認知したときから7日以内に、事故の原因分析及び再発防止策を記載した書面を委託者に提出しなければならない。ただし、事故の規模その他やむを得ない事情により7日以内の提出が困難なときは、委託者と協議のうえ、提出期限を延長することができる。
- 4 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、第三者機関（サイバーセキュリティに関する専門的な調査を行う機関をいう。）による調査を求めることができる。この場合において、受託者は、当該調査に必要な協力（施設及びシステムへのアクセス、書類の提供、関係者へのヒアリングへの対応を含む。）を行わなければならない。
- 5 前項の調査に要する費用は委託者が負担する。ただし、受託者の本特約事項の義務の違反に起因してサイバーセキュリティ事故が生じた場合における当該調査の費用については、受託者が負担する。

(監査)

- 第15条 委託者は、受託者の秘密情報の取扱い状況を監査することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による監査のために委託者が受託者の事業所に立ち入ること、書類の閲覧、書類の写しの交付又は従業員への質問を希望した場合は、これに協力しなければならない。ただし、委託者は、当該立入りに先立ち、事前に受託者に対し立入り等を行う旨を書面にて通知するものとし、当該立入りの実施日、実施場所、実施方法等については、委託者と受託者の間で協議を行うものとする。

(損害賠償)

- 第16条 受託者は、漏えい等その他本特約事項のいずれかの条項に違反したことにより委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害には、漏えい等に対応するために委託者が要した本人への通知、相談対応、二次被害の防止及び再発防止のための措置その他の合理的な費用を含むものとする。
- 3 賠償の額その他賠償の方法については、委託者と受託者が協議して定める。協議が調わないときは、業務委託契約書の損害賠償に関する規定の例による。
- 4 本特約事項に係る個人情報又は秘密情報の漏えい等による損害及び受託者の故意又は重大な過失による損害については、業務委託契約書に受託者の賠償責任の限度額の定めがある場合においても、当該限度額を適用しない。

(知的財産)

第 17 条 本特約事項に関連して行われた秘密情報の開示は、別途明示的に定められた場合のほか、委託者から受託者に対する権利の移転又は許諾を意味するものではない。

(有効期間)

第 18 条 本特約事項の規定は、事業契約終了後もなお有効に存続するものとする。

不可抗力による追加費用及び損害の負担

不可抗力による追加費用及び損害の負担（業務委託契約書第 76 条関係）は、次に定めるところによる。

1 不可抗力の確認及び通知

- (1) 受託者は、不可抗力により本業務の遂行ができず、又は追加費用が生じ若しくは損害が発生し、若しくはそのおそれが生じたときは、速やかにその状況を委託者に通知しなければならない。
- (2) 受託者は、前号の場合において、損害の発生及び拡大の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 委託者及び受託者は、当該事象が不可抗力に該当するか否か、**現契約の範囲内での事業計画の見直しでの対応の可否**並びに追加費用及び損害の額について、相互に資料を提示して確認する。

2 負担の分担

- (1) 不可抗力による追加費用及び損害は、委託者が負担する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同一の不可抗力事象（委託者と受託者の確認により同一事象と認定されたものに限る。）に起因するものが複数の事業年度にわたって発生した場合は、現契約の範囲内での事業計画の見直しを含めて、委託者と受託者が協議により決定する。
- (3) 受託者の役割分担の範囲内において行う緊急対応に要する費用は、受託者が負担する（要求水準書別冊 別紙 3 別表 6）。

3 保険による補填額の控除

前項により委託者が負担する額は、受託者が付保する保険その他により現に補填される額を控除した額とする。

4 委託者が負担する費用及び損害の範囲

第 2 項により委託者が負担する追加費用及び損害には、次に掲げるものを含む。

- (1) 不可抗力により損壊した本件施設の復旧に要する費用
- (2) 不可抗力に対応するために受託者が委託者の指示を受けて実施した応急措置その他の対応に要した合理的な費用
- (3) 不可抗力により本業務の継続のために臨時に要した費用
- (4) 不可抗力により第三者に生じた損害に係る賠償であって、委託者が負担すべきもの

5 判断及び実施の分担

不可抗力による追加費用又は損害であっても、受託者の管理の不足、操作の誤りその他受託者

の責めに帰すべき事由（以下「受託者の瑕疵等」という。）に起因する部分については、受託者が負担する。

7 水源等に係る固有リスク

渇水、原水又は水道用水供給水の量若しくは質の異常、流入下水の量若しくは質の異常その他の水源に係る事象による追加費用及び損害の負担は、要求水準書別冊 別紙3 別表5によるものとし、委託者が負担する。受託者の瑕疵等に起因する部分については、前項による。

8 著しく巨額となる場合の協議

前項にかかわらず、不可抗力による追加費用及び損害が著しく巨額となり、前各項によりがたいときは、委託者及び受託者は、その負担について別途協議する。

9 手続

- (1) 受託者は、第2項の負担を求めようとするときは、追加費用及び損害の内容、金額、不可抗力との因果関係並びに保険による填補の状況を記載した書面を委託者に提出する。
- (2) 委託者は、前号の書面を確認し、受託者と協議のうえ、委託者が負担すべき額を決定する。
- (3) 委託者が負担する額の支払の方法は、別紙8 委託料の支払方法の例による。

事業の終了及び引継ぎ

第1節 通常終了に伴う引継ぎ

(引継ぎの実施)

第1条 受託者は、本契約の期間満了により本業務が終了するときは、本業務を委託者又は委託者が指定する者（次期受託者を含む。以下「次期事業者等」という。）に対し、円滑に引き継がなければならない。

2 受託者は、引継ぎに当たり、本業務の実施方法、施設の運転及び維持管理の状況、料金徴収・窓口業務の処理状況その他本業務の遂行に必要な事項について、次期事業者等が支障なく本業務を継続できるよう、必要な情報及び資料を提供し、説明その他の協力を行わなければならない。

(引継計画書)

第2条 受託者は、本契約の期間満了の日の1年前までに、引継ぎの内容、方法及び日程を記載した引継計画書を作成し、委託者に提出してその承認を得なければならない。

2 受託者は、前項の引継計画書に従い、委託者及び次期事業者等と協議のうえ、引継ぎを実施する。

(業務マニュアル等の提供)

第3条 受託者は、本業務の終了に当たり、本業務に係る業務マニュアル、業務手順書その他の引継ぎに必要な文書を整備し、委託者に引き渡さなければならない。受託者が本業務の遂行のために独自に作成し又は導入した技術等であって委託者が指定したものの取扱いは、本契約の知的財産権に関する規定（事業終了後の無償の利用許諾を含む。）による。

第2節 資産・データ・施設の返還

(貸与品等の返還)

第4条 受託者は、本業務の終了又は本契約の解除のときは、委託者から貸与された物品（料金システムに係るパーソナルコンピュータ、複合機、水質試験用機器その他の貸与品をいう。）を、委託者の指定する期日までに、委託者の指定する状態で返還しなければならない。

2 受託者の善良な管理者の注意義務を尽くしたうえでの経年劣化による場合を除き、貸与品が滅失し又は毀損したときは、受託者は、市の選択に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(データの引渡し及び移行)

第5条 受託者は、本業務の終了又は本契約の解除のときは、本業務の実施に関して作成し又は取得した一切のデータ及び記録（料金徴収・窓口関連業務に係る使用者情報、検針・調定・収納のデータ、施設の運転及び維持管理の記録、管路台帳その他の情報を含む。）を、委託者の指定する形式により、委託者又は次期事業者等に引き渡さなければならない。

2 受託者は、料金システムその他の情報システムに係るデータについて、次期事業者等が利用する後継のシステムへの移行が円滑に行われるよう、必要な協力を行わなければならない。

- 3 受託者は、前2項の引渡し及び移行の完了後、別紙14 個人情報保護に係る特記仕様書及び別紙15 情報セキュリティに係る特約事項の定めるところにより、自己が保有する個人情報及び秘密情報を復元できない方法により廃棄し、その完了を市に報告しなければならない。

(施設等の返還)

第6条 受託者は、本業務の終了又は本契約の解除のときは、本件施設を、通常の使用により生ずる損耗及び経年劣化を除き、本業務の開始時の状態に回復して委託者に返還しなければならない。ただし、本契約に基づき実施した改築工事による施設の改良部分については、この限りでない。

- 2 改築工事により設置し又は改良した施設その他の工作物は、本契約に定めるところにより、委託者の検査及び引渡しをもって委託者の所有に属しているものとし、本条の返還は要しない。

第3節 中途終了（解除）の場合の引継ぎ

(解除の場合の業務の継続及び引継ぎ)

第7条 本契約が期間の満了前に解除された場合においても、受託者は、委託者が次期事業者等に本業務を引き継ぐまでの間、委託者の指示に従い、本業務（水道の浄水及び給水、下水道の処理その他住民の生活に直接影響する業務を含む。）を継続しなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難な場合は、この限りでない。

- 2 前項の業務の継続に要する費用の負担は、解除の事由に応じ、次条及び本契約の解除に関する規定の定めるところによる。

- 3 受託者は、本契約が解除された場合においても、第1条から第6条までの規定に準じて、委託者又は次期事業者等への引継ぎ、データの引渡し及び施設等の返還を行わなければならない。

(引継ぎが完了しない場合の措置)

第8条 受託者の責めに帰すべき事由により引継ぎが完了せず、又は遅延したことにより委託者に損害が生じたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者が正当な理由なく引継ぎに必要な協力を行わないときは、委託者は、受託者に代わって第三者をして引継ぎに必要な行為を行わせることができる。この場合に要した費用は、受託者の負担とする。

第4節 終了時の精算

(委託料の精算)

第9条 本業務の終了又は本契約の解除（第83条から第85までの規定による解除を含む。以下この条において同じ。）のときは、委託者及び受託者は、委託料について次のとおり精算する。

- (1) 精算の対象となる費目（別紙9に定める固定費B、変動費Bその他精算対象とする費目をいう。）については、終了の日までの実費に基づき精算する。
- (2) 前払金が支払われている改築工事については、当該工事の出来高を確認し、前払金が出来高に対応する委託料を超える部分があるときは、受託者は、その超過額を委託者に返還する。
- 2 前項の精算に当たり、委託者が受託者に支払うべき委託料に未払いがあるとき委託者はこれを支払い、受託者が委託者に返還し又は引き渡すべき金員があるとき受託者はこれを返還し又は引き渡す。

- 3 本契約が解除されたときにおける前2項の精算と、第86条第1項に定める改築工事の出来高精算との関係については、第86条第2項及び第3項の定めるところによる。

第5節 引継ぎに要する費用の負担

(引継ぎ費用の負担)

第10条 本契約の期間満了による通常を終了に伴う引継ぎ（引継計画書の作成、業務マニュアルの整備、次期事業者等への説明及び協力、データの引渡し及び施設等の返還を含む。）に要する費用は、受託者の負担とし、委託料に含むものとする。

- 2 前項にかかわらず、委託者の都合による契約の解除その他受託者の責めに帰することができない事由により生じた引継ぎに係る費用については、委託者及び受託者が協議して負担を定める。

違約金及び損失補償

本別紙は、業務委託契約書第 90 条（違約金）及び第 91 条（損失補償）に基づき、受託者の責めに帰すべき事由による解除の場合の違約金の額及びその算定方法並びに委託者の任意による解除その他委託者の責めに帰すべき事由による解除の場合の損失補償の範囲及びその算定方法について、次のとおり定める。

第 1 章 違約金（業務委託契約書第 90 条関係）

（違約金の対象）

- 第 1 条 業務委託契約書第 83 条 受託者の事由による解除の規定により本契約が解除されたときは、受託者は、委託者に対し、本章の定めるところにより算定した違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、業務委託契約書第 90 条の規定により、損害賠償額の予定とは解しない。委託者は、違約金の請求に加え、別途、実際に生じた損害の賠償を受託者に請求することを妨げられない。ただし、委託者が現実には支払を受けた違約金の額は、当該損害賠償額の算定に当たりこれを控除する。

（違約金の額）

- 第 2 条 違約金の額は、解除の効力が生じた日（以下「解除日」という。）の属する事業年度における委託料年額（別紙 9 による物価変動改定後の額をいい、改定前の場合は当該の協定額とする。以下この別紙において同じ。）に、次の割合を乗じて得た額とする。

算定方式	算定式
残工事費連動方式・改築工事を含む解除の場合	改築工事に係る年度実施協定額のうち、解除日において未履行（出来高未達）の部分の金額 × ●%を加算

- 2 前項の規定にかかわらず、解除日が事業開始日（移行期間中を含む。）から起算して 3 年を経過する日までに生じたものであるときは、委託者及び受託者は、移行に伴う初期投資の未回収状況を踏まえ、違約金の額について別途協議することができる。
- 3 第 1 項により算定した違約金の額が、当該事業年度の委託料年額を超えるときは、委託料年額をもって違約金の額の上限とする。

（違約金の支払方法）

- 第 3 条 委託者は、解除日から 30 日以内に、受託者に対して違約金の請求書を送付する。
- 2 受託者は、前項の請求書を受領した日から 30 日以内に、委託者の指定する方法により違約金を支払わなければならない。
- 3 受託者が前項の期間内に違約金を支払わないときは、委託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条に定める率による遅延利息を付して支払う

よう請求することができる。

- 4 委託者は、受託者に対して支払うべき委託料、保証金その他の金銭があるときは、当該金銭と違約金債権とを相殺することができる。

(損害賠償請求の手續及び違約金の充当方法)

第3条の2 委託者は、第1条第2項の規定により損害賠償を請求しようとするときは、損害の内容、発生時期、算定根拠及び違約金の充当関係を記載した書面（以下「損害賠償請求書」という。）を受託者に送付する。

- 2 前項の請求は、解除日から3年以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に損害の発生又はその額を把握することが困難であった事情があるときは、委託者及び受託者は、請求期間の伸長について協議することができる。

- 3 委託者が支払を受けた違約金は、次に掲げる順序により、損害賠償額に充当する。

- (1) 受託者の帰責事由による解除に伴い委託者に生じた直接の損害（原状回復費用、応急措置費用等）

- (2) 次期事業者選定及び選定までの本業務継続に要した追加費用

- (3) 残存事業期間に係る逸失利益相当額その他の間接損害

- 4 前項の充当を行った結果、委託者に生じた実損害の総額が現実に支払を受けた違約金の額を下回ったときは、委託者は、その差額を受託者に返還しない。違約金が損害賠償額の予定ではなく違約罰的性質を有することに鑑み、当該差額は委託者に帰属するものとする。

- 5 受託者は、損害賠償請求書の内容について異議があるときは、受領の日から30日以内に、その理由を明らかにして委託者に異議を申し出ることができる。委託者及び受託者は、当該異議について誠実に協議する。

- 6 前各項に定めのない事項については、業務委託契約書第103条の定めるところによる。

第2章 損失補償

(損失補償の対象)

第4条 業務委託契約書第84条 委託者の任意による解除等の規定により本契約が解除されたとき、その他委託者の責めに帰すべき事由により本契約が解除されたときは、委託者は、受託者に対し、本章の定めるところにより算定した損失補償金を支払う。

- 2 業務委託契約書第85条 法令改正又は不可抗力による解除の規定により本契約が解除されたときは、次条以下の定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める損失補償金を委託者は受託者に対して支払う。

- (1) 本契約に直接関係する法令変更（別紙13に定めるものをいう。）を原因とする解除の場合 第5条から第7条までの規定を準用する。

- (2) 不可抗力（第75条に定めるものをいう。）を原因とする解除の場合 第8条の2に定めるところによる。

- 3 前項の損失補償金は、解除によって受託者に生じた合理的な損失を補償するものであり、本章に定める範囲を超えて、逸失利益その他の損害の賠償を求めるものではない。

(損失補償の範囲)

第5条 損失補償金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 残存事業期間に係る逸失利益相当額（第6条に定める方法により算定した額）
 - (2) 受託者が本業務の実施のために調達した資金に係る精算費用（融資契約の期限前弁済に伴う違約金、金利スワップ等のヘッジ取引の解約清算金その他の合理的な精算費用をいう。）
 - (3) 受託者が解除日において現に保有する本事業専用の資産（第36条の規定により受託者に帰属する改良設備を含む。）の帳簿価格相当額。ただし、当該資産を委託者が承継し、又は委託者の指定する次期事業者等が承継する場合に限る。
 - (4) 本契約の終了に伴い受託者が負担することとなった人員整理費用、事業所等の解約違約金その他の合理的な事業撤退費用
 - (5) 受託者が既に履行した本業務（改築工事の出来高部分を含む。）について、未だ支払われていない委託料相当額（業務委託契約書第86条及び別紙17第9条の規定による精算後の額とする。）
- 2 前項各号の額の算定に当たり、受託者が保険金、共済金その他の方法により現に填補を受け、又は受けることが確実な額があるときは、当該填補額を控除する。
- 3 委託者の責めに帰すべき事由が、受託者の重大な過失又は故意による事情と競合する場合は、委託者及び受託者は、当該競合の程度に応じて、損失補償金の額について別途協議のうえこれを減額することができる。

(逸失利益の算定方法)

第6条 前条第1項第1号の逸失利益相当額は、次の算式により算定する。

$$L = \sum [(P_t - C_t) / (1 + r)^t] \quad (t = 1, 2, \dots, N)$$

記号	内容
L	逸失利益相当額（解除日の属する月の翌月を第1期として現在価値に割り引いた合計額）
N	残存事業期間の月数（解除日の翌日から本事業期間の満了日（令和19年3月31日）までの月数）
P_t	第t期において受託者が収受すべきであった委託料の見込額（提案書記載の収支計画及び直近の年間事業実施計画書を基礎とし、別紙9による物価変動改定の見込みを反映して算定する。）
C_t	第t期において受託者が本業務の実施のために要したと見込まれる費用の額（提案書記載の収支計画における当該期の費用計画額を基礎として算定する。）
r	割引率（年率）。委託者及び受託者が協議して定める率とする。

- 2 前項の算定の基礎となる収支計画及び費用計画額は、提案書類に記載された数値を原則とするが、解除日までの実績収支との間に重要な乖離がある場合は、委託者及び受託者は、当該実績を踏まえて合理的に補正した数値を用いることについて協議する。

(損失補償金の支払方法)

第7条 委託者及び受託者は、解除日から60日以内に、第5条及び第6条の規定に従い損失補償金の額を協議のうえ確定する。

- 2 委託者は、前項により確定した額を、確定の日から30日以内に受託者に支払う。
- 3 委託者が前項の期間内に損失補償金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率による遅延利息を付して支払う。
- 4 第1項の協議が解除日から60日以内に整わないときは、委託者及び受託者は、双方が合意する第三者専門家（公認会計士、中小企業診断士その他の財務に関する専門的知見を有する者をいう。）に算定を依頼し、その算定結果を尊重して協議を継続する。当該専門家の費用は、委託者及び受託者が等分して負担する。

(他の規定との関係)

第8条 業務委託契約書第86条 解除に伴う改築工事の取扱い等の規定により委託者が支払う出来高相当額は、第5条第1項第5号の額に含まれるものとし、重複して算定しない。

- 2 別紙17 事業の終了及び引継ぎ第9条の規定による委託料の精算は、本別紙の規定による損失補償金の算定に先立って行うものとし、当該精算後の額の基礎として第5条第1項各号の額を算定する。
- 3 受託者の責めに帰すべき事由による解除（業務委託契約書第83条）の場合には、本章の規定は適用しない。

(不可抗力解除時の限定補償)

第8条の2 第4条第2項第2号の規定による損失補償金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 第5条第1項第2号から第5号までに掲げる額（資金調達精算費用、専用資産の帳簿価格相当額、事業撤退費用、未払委託料相当額）。ただし、同項第1号（逸失利益相当額）は含まない。
 - (2) 前号の額の算定及び支払方法は、第5条第2項及び第6条から第8条までの規定を準用する。
- 2 前項による委託者の負担額は、受託者が付保する保険その他により現に填補を受け、又は受けることが確実な額を控除した額とする。

委託者の事業実施に起因する個別費用変更

この別紙は、業務委託契約書第5条第2項の規定に基づき、委託者が本件施設に関し実施する事業に起因して受託者に生じる追加費用、費用の減少又は損害について、その対象、算定方法及び手続を次のとおり定める。

(対象とする事業及び費用変更)

- 第1条 この別紙において「委託者の事業」とは、委託者が、本件施設の存する区域において、本業務以外の目的で自ら又は第三者をして実施する道路工事等の事業であって、その実施に伴い本件施設又は本業務の実施方法に影響を及ぼすものをいう。
- 2 前項の委託者の事業に起因して、受託者に次の各号に掲げる事由が生じたときは、委託者及び受託者は、この別紙の定めるところにより委託料の変更を行う。
- (1) 本業務の実施のために追加の費用（管路の移設対応、仮設対応、立会い、設計変更その他の対応に要する費用をいう。）を要することとなったとき（以下「追加費用」という。）
 - (2) 委託者の事業により対象施設の一部が用途廃止され、又は本業務の対象範囲が縮小したことにより、本業務の実施に要する費用が減少したとき（以下「費用減少」という。）
 - (3) 委託者の事業の実施に伴い、受託者の業務の実施が一時的に制限され、又は本件施設に損害が生じたとき（以下「損害」という。）
- 3 別紙9 委託料の物価変動による改定は、賃金又は物価の変動という外部要因に基づく全費目一律の改定であり、本別紙が対象とする委託者の個別の事業実施に起因する費用変更とはその性質を異にするものとする。前項各号の事由によるものは、別紙9によらず、この別紙の定めるところによる。

(通知及び協議)

- 第2条 委託者は、委託者の事業の実施を決定したときは、当該事業が本件施設又は本業務に影響を及ぼすおそれがあると認める場合に限り、あらかじめ受託者にその旨及び実施時期、内容その他必要な事項を書面により通知する。
- 2 受託者は、委託者の事業の実施により前条第2項各号の事由が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、速やかに委託者にその旨を書面により通知し、委託者及び受託者は、対応方法及び費用負担について協議する。
- 3 受託者は、緊急やむを得ない事業により前項の協議することが困難な場合は、委託者にその旨を報告のうえ、必要な応急措置を講じることができる。この場合において、受託者は、当該措置の内容を速やかに委託者に報告しなければならない。

(追加費用の算定方法)

- 第3条 第1条第2項第1号の追加費用に係る対応は、本契約とは別の契約（以下「別途契約」

という。)として、委託者が別途発注する。

- 2 前項の別途契約の発注方法、契約の相手方の選定その他の契約手続については、この契約の定めるところによらず、委託者の契約事務に関する規程その他の関係法令の定めるところによる。
- 3 受託者は、委託者から別途契約に関する協力を求められたときは、対応方法の検討、概算費用の見積り、設計内容に関する技術的助言、施工時の立会いその他の合理的な協力を行う。当該協力に関する費用の取扱いについては、委託者及び受託者が協議して定める。
- 4 別途契約に基づき実施される対応の内容が、本件施設又は本業務の実施方法に影響を及ぼすときは、委託者は、当該対応の実施に先立ち、受託者と協議のうえ、必要に応じて要求水準書の変更その他本契約上の措置を講じる。

(費用減少の取扱い)

- 第4条 第1条第2項第2号の費用減少が生じたときは、委託者及び受託者は、当該費用減少の対象となる業務の範囲及び期間を確認うえ、次項に定める方法により、減少額を算定する。
- 2 前項の減少額は、受託者が公的歩掛表に準じて積算した額を委託者が審査し、承認した額による。「公的歩掛表に準じて積算」とは、別紙10第1項の例による積算をいい、水道に関するものについては「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛により、下水道に関するものについては日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛により（これらに記載のないものは各協会が定める歩掛その他委託者が認める基準により）行う。
 - 3 委託者及び受託者は、前項の規定により確定した減少額に基づき、委託料の変更について書面により合意する。
 - 4 前項の合意に基づく委託料の変更（減額）は、当該合意の日の属する月の翌月分の委託料の支払から反映する。当該減額分は、当該事業年度の委託料の支払額から控除する。控除の時期及び方法は、別紙8 委託料の支払方法の例による。

(損害の取扱い)

- 第5条 第1条第2項第3号の損害が生じたときは、受託者は、当該損害の内容、発生状況及び金額を記載した書面を委託者に提出する。
- 2 委託者は、前項の書面を確認し、受託者と協議のうえ、委託者が負担すべき損害の額を決定する。
 - 3 前項の損害のうち、受託者が付保する保険その他により現に填補される額があるときは、当該填補額を控除した額をもって委託者が負担する額とする。
 - 4 前項により委託者が負担する額は、損害賠償又は補償としての金銭の支払により処理するものとし、本契約の委託料の変更（増額）によらない。委託者は、第2項の決定の日から30日以内に、受託者に当該金額を支払う。

(協議が整わない場合の措置)

- 第6条 第2条から前条までの規定による協議が整わないときは、委託者及び受託者は、業務委託契約書第103条の定めるところにより、その解決を図る。

- 2 前項の協議が整うまでの間においても、受託者は、第2条第3項の応急措置その他住民の生活に直接影響する業務の継続に必要な対応を継続しなければならない。

(他の規定との関係)

第7条 この別紙は、業務委託契約書第20条 要求水準の変更の規定による要求水準書の変更を妨げない。委託者の事業の実施に伴い要求水準書の変更を要するときは、委託者及び受託者は、第2条の協議をあわせて、要求水準書の変更について協議する。

- 2 この別紙の定めるところにより取り扱う追加費用、費用減少又は損害は、別紙16 不可抗力による追加費用及び損害の負担、別紙13 法令変更による追加費用及び損害の負担その他の別紙に定める費用又は損害と重複して算定しない。

- 3 委託者の事業が改築工事の実施と競合し、又はこれに付随して行われる場合の費用の取扱いについては、別紙10の定めるところを優先して適用する。

再委託禁止業務及び構成員限定業務の範囲

1 業務区分別 再委託可否一覧

業務区分（第4条）	業務内容の細目	再委託の取扱い
統括管理（第4条第1号）	本業務全体の統括的マネジメント（計画策定・調整・報告・セルフモニタリングの実施・委託者との窓口対応）	再委託禁止
維持管理業務（第4条第2号） うち 運転管理・保守管理	取水・浄水・配水施設、簡易水道施設、下水道施設、雨水ポンプ場・仮設ポンプ場の運転管理及び保守管理	構成員限定
維持管理業務 うち 修繕業務	設備の修繕（軽微なものを除く）	条件付きで 第三者委託可
維持管理業務 うち 廃棄物管理	汚泥・薬品容器等の産業廃棄物の収集運搬・処分	第三者委託可 （許可業者）
維持管理業務 うち 情報管理	業務日報・報告書類の作成、データ管理システムの運用	条件付きで 第三者委託可
農業集落排水アドバイザー業務（第4条第3号）	農集排処理施設の監視、評価及び技術的助言	構成員限定
料金徴収・窓口関係業務（第4条第4号） うち 検針・窓口対応	検針、調定資料作成、窓口対応、開閉栓	条件付きで 第三者委託可
料金徴収・窓口関係業務 うち 量水器調達・管理	量水器の調達、交換及び管理	第三者委託可
コンサルタント業務（第4条第5号）	施設更新計画策定、改築の実施設計、改築工事の工事監理	構成員限定
改築工事業務（第4条第6号） うち 元請施工	改築工事（更新及び長寿命化対策）の施工	構成員限定
改築工事業務 うち 特殊専門工事	電気・計装設備工事等、構成員が施工能力を有しない特殊工種	条件付きで 第三者委託可

2 例外的取扱い（条件付きで第三者委託可とする業務）の承認手続き

前条の一覧表で「条件付きで第三者委託可」とする業務について、受託者が実際に第三者（構成員以外）への再委託を行おうとする場合手続は以下のとおりとする。

段階	受託者の対応	提出書類	委託者の対応・期限目安
①事前協議	再委託（第三者委託）を予定する業務の内容、相手方候補、再委託の必要性・合理性を委託者に説明	再委託事前協議書 （様式任意）	受託者からの説明受理後、内容を確認
②承認申請	上記表で「条件付きで第三者委託可」とされる業務について、相手方の商号・所在地・実績、反社会的勢力でないことの誓約書を添付し書面で承認申請	再委託承認申請書、相手方概要資料、反社会的勢力排除に関する誓約書	受理後 1 4 日以内に承認可否を書面で通知（標準処理期間の目安）
③契約締結	承認後、再委託先との契約において、本契約（特に別紙 1 4 ・ 1 5 の個人情報・秘密情報保護義務、第 1 6 条第 3 項の反社会的勢力排除義務）と同等の義務を相手方に課す	再委託契約書の写し	契約締結後、写しの提出を受け内容を確認
④履行中の管理	再委託先の業務遂行状況を監督し、委託者からの求めに応じ報告	（月間・年間業務報告書に含めて報告）	第 2 6 条のモニタリングにあわせて確認

緊急やむを得ない事由（事故・災害対応等）により事前承認を得ることが困難な場合は、第 5 7 条（臨機の措置）に準じ、応急対応として再委託を先行させたうえで、速やかに事後報告・承認を求める取扱いとする。なお、再委託先（一次）がさらに第三者へ再委託しようとする場合も、上記の手続に準じて事前協議・承認申請を要するものとし、承認後の契約には別紙 1 4 ・ 1 5 及び第 1 6 条第 3 項と同等の義務を課すものとする。

業務区分と要求水準書との対応表

この別紙は、業務委託契約書第4条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる本業務の区分と要求水準書の該当章との対応関係を明らかにするとともに、コンサルタント業務のうち改築の実施設計に関する工程（第46条及び別紙10において「詳細設計」というときは、この別紙及び要求水準書における「実施設計」と同義であるものとする。）の範囲を明確にすることを目的として、次のとおり定める。

1 業務区分と要求水準書の対応

号	業務区分	契約書根拠	要求水準書 該当章	要求水準書における主な内容
(1)	統括管理	第4条第1号 別紙1	第2章	本業務全体の統括的マネジメント（計画・調整・報告・セルフモニタリングの実施等）
(2)	維持管理業務	第4条第2号 別紙1	第3章、第6章	運転管理、保守点検、修繕、情報管理及び廃棄物管理
(3)	農業集落排水アドバイザー業務	第4条第3号 別紙1	第5章	監視、評価及び技術的助言（計画策定・実施設計・工事を除く。）
(4)	料金徴収・窓口関係業務	第4条第4号 別紙1	第7章	検針、調定資料作成、収納の補助、納付推進、窓口対応、量水器調達・交換・管理
(5)	コンサルタント業務	第4条第5号 別紙1 別紙10の2	第8章	施設更新計画・ストックマネジメント計画の策定、改築の実施設計、改築工事の工事監理（次項による。）
(6)	改築工事業務	第4条第6号 別紙1 別紙10	第9章	改築工事（更新及び長寿命化対策）の施工（次項による。）

2 コンサルタント業務と改築工事業務の工程区分

前項第5号 コンサルタント業務及び第6号 改築工事業務について、改築に係る一連の工程とこの契約及び要求水準書における位置づけの対応関係は、次の表のとおりとする。

工程	業務区分	要求水準書該当箇所	支払方法等
① 施設更新計画・ストックマネジメント計画の策定	コンサルタント業務 (E-1)	8. 2 上下水道施設更新計画作成業務	別紙10の2第5項により業務完了後一括払い
② 改築の実施設計（詳細設計）	コンサルタント業務 (E-2)	8. 3 改築実施設計業務	別紙10の2第5項により業務完了後一括払い。設計完了後、設計図書につき委託者の承認を受ける（第38条第3項）。
③ 改築工事の工事監理	コンサルタント業務 (E-3)	第9章（該当箇所は別途確認する。）	別紙10の2第5項により毎月払い
④ 改築工事の施工	改築工事業務 (F)	9. 4 改築工事業務	別紙10により前払い及び精算。検査合格後に支払う（第51条）。

2 前項の表①及び②はコンサルタント業務のうち計画策定及び実施設計に係る工程を、③は工事監理に係る工程を、④は改築工事業務として施工そのものを、それぞれ示すものであり、業務区分（前項）と工程の対応関係はこの表による。

3 用語の対応

この契約における「詳細設計」の語は、要求水準書における「実施設計」と同一の工程を指すものとし、両者は同義に解釈する。

4 要求水準書の改訂等に伴う改定

要求水準書の章立ての変更その他の改訂により、この別紙に定める対応関係に齟齬が生じたときは、委託者及び受託者は、協議のうえ、この別紙の内容を改定する。

要求水準項目単位対比表

【要求水準書と提案書の内容を確認し作成する】

No.	要求水準書の項目	要求水準書における定め	提案書における対応内容	判定	備考
1	(以下、要求水準書の項目に応じて追加)	—	—	—	—

料金徴収・窓口関係業務における「収納の補助」の範囲及び収納データ連携

1 「収納の補助」の業務範囲一覧

要求水準書項番	業務内容	実施主体	摘要
2. 5. 2	検針、検針データ入力、「水道使用水量・料金のお知らせ」発行・配布	受託者	
2. 5. 3 (1)	調定に関する資料の作成・報告	受託者	調定額の最終確定（行政処分）は委託者
2. 5. 3 (5)	納入通知書の作成・発送	受託者	
2. 5. 3 (6)	口座振替データの依頼、口座振替のお知らせ作成・発送	受託者	
2. 5. 4 (2) (3)	各種納入通知書の作成発送、宛先不明分の調査・発送	受託者	
2. 5. 4 (4)	コンビニエンスストア収納処理及び集計表の作成	受託者	
2. 5. 4 (6)	口座振替処理（金融機関とのデータ交換を含む）	受託者	
2. 5. 4 (7)	調定収入関係書類の作成（金融機関からのデータ受取りを含む）	受託者	
(該当なし)	水道料金及び下水道使用料等の収納（金銭の収受）	委託者又は指定収納機関	金融機関窓口、コンビニ窓口、口座振替（引落）等
2. 5. 4 (1)	会計・収納消込	受託者	収納機関からのデータに基づく突合処理
2. 5. 6	滞納整理業務（督促状・催告状の発送、収納状況確認等）	受託者	
2. 5. 7	給水停止業務（予告書作成発送、執行、解除、報告）	受託者	

2 収納データ連携の手続

段階	実施主体	内容	タイミング目安
① データ提供	指定収納機関（金融機関・コンビニ収納代行会社）	収納実績データ・入金ファイルの提供	原則として日次
② 消込処理	受託者	提供されたデータに基づき調定台帳との突合・消込処理	データ受領後速やかに（原則翌営業日まで）
③ 委託者への報告	受託者	月間業務報告書（第24条）にて消込状況・滞納状況を報告	毎月

3 用語の定義

「収納の補助」とは、水道料金及び下水道使用料等の収納（金銭の収受）を除き、検針、調定資料の作成、納入通知書の発行、口座振替の受付事務その他の収納を容易にするための周辺事務であって、

要求水準書 2. 5. 2 から 2. 5. 4 まで及び 2. 5. 6 から 2. 5. 7 までに定める業務のうち前項の一覧表に受託者の業務として整理されたものをいう。